

令和5年度

第2回 浜松市母子保健推進会議資料

日時：令和6年2月15日（木）午後1時30分～
場所：ワライ, 又は, 浜松市口腔保健医療センター

目 次

	頁
I 令和5年度上半期 浜松市母子保健事業 事業実績報告	1
1. 妊産婦関係	
(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊婦	2
(2) 届出数の週数	3
(3) 届出数の年齢	3
(4) 満28週以降及び産後の発行状況	3
(5) 妊婦健康診査	4
(6) 新生児聴覚スクリーニング検査	5
(7) 産婦健康診査	5
(8) 産後ケア事業	6
(9) 浜松市妊娠糖尿病支援事業	7
(10) はままつ女性の健康相談	9
2. 乳幼児健康診査関係	
(1) 乳幼児健康診査受診率	10
(2) 4か月児健康診査	10
(3) 10か月児健康診査	11
(4) 1歳6か月児健康診査	11
(5) 3歳児健康診査	13
(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳	15
(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況	15
3. 訪問指導	
(1) こんにちは赤ちゃん訪問	16
(2) 妊産婦乳幼児訪問	16
4. 出産・子育て応援事業	17
(1) 出産・子育て応援交付金	17
(2) こんにちはマタニティ訪問事業	18
5. 予防接種関係	19
(1) 定期予防接種及び任意予防接種	19
(2) 子宮頸がん予防の取り組み	19

6. 医療費助成関係	
(1) 未熟児養育医療費.....	20
(2) 自立支援医療費（育成医療）.....	20
(3) 小児慢性特定疾病医療費.....	21
(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業.....	22
(5) 一般不妊治療支援事業.....	22
(6) 不育症治療費補助事業.....	22
II 令和5年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告	
1. 子育て支援ひろば事業.....	23
2. はますくヘルパー利用事業.....	24
3. 養育支援訪問事業.....	24
4. 発達支援広場事業（たんぼぼ広場）.....	26
5. 発達障害者支援センター事業（発達相談支援センター「ルピロ」）.....	27
III 健康はままつ21（分野8 親子の健康）.....	28
IV 令和4年度 産後ケア事業 実績報告.....	37
V プレコンセプションケアの取組.....	40
VI こども家庭センターについて.....	43
VII 産科・精神科・行政等の連携.....	47
VIII HPV ワクチン接種について.....	49
IX 令和6年度 母子保健事業の取り組み.....	53

I 令和5年度上半期 浜松市母子保健事業 事業実績報告

事業名	対象者	R5年度計画		R5年度上半期実績			
		回	人数	回	人数		
乳幼児健康診査事業	4か月児健康診査	生後3～5か月児	—	4,957人	—	2,258人	
	(4か月児精密健康診査)	4か月児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	229人	
	10か月児健康診査	生後9～11か月児	—	4,882人	—	2,604人	
	(10か月児精密健康診査)	10か月児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	62人	
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児(2歳未満まで可能)	184回	5,339人	90回	2,572人	
	(1歳6か月児精密健康診査)	1歳6か月児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	79人	
	3歳児健康診査	3歳児	—	5,299人	—	2,172人	
	3歳児歯科健康診査	3歳児	—	3,807人	—	2,387人	
	(3歳児精密健康診査)	3歳児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	355人	
	先天性代謝異常等検査	新生児	—	6,256人	—	3,012人	
	新生児聴覚スクリーニング検査	新生児	—	4,996人	—	2,370人	
	不安を抱える妊婦への分娩前検査	検査を希望する妊婦で発熱などの感染を疑う症状のない者	—	19人	—	2人	
	ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い支援	新型コロナウイルスに感染後、陰性が確認されて退院した妊産婦のうち支援を希望する者	—	0人	—	—	
	妊産婦健康講座	はじめてのパパママレッスン	妊娠週数16～31週の妊婦とその家族	47回	1,522人	21回	814人
未来の自分を考える講座		これから親としての役割を担う青年期の男女	10回	1,000人	5回	472人	
思春期教育事業	思春期教室	市内の中学2年生	62回	9,800人	36回	4,219人	
	依頼の衛生教育	市内の各関係団体(延)	66回	4,000人	20回	1,060人	
母子相談事業	母子保健相談支援事業	母子健康手帳交付・妊婦個人指導(妊娠届出数)	妊娠届出書を提出したもの	12施設	5,040人	12施設	2,347人
		親子すこやか相談	市内在住の親子(延)	11会場	8,576人	11会場	3,590人
	はままつ女性の健康相談(妊娠SOSを含む)	妊娠期から子育て期等、女性の健康に関する相談者(延)	—	—	—	396人	
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	市民税非課税世帯に属している、または生活保護受給している妊婦(延)	—	—	—	17人	
	産科受診等支援事業	特定妊婦と疑われる者のうち、妊娠の確認ができていない者で、産科受診等が困難と認められる者	—	—	—	1人	
	1歳6か月児健康診査事後相談	1歳6か月児健康診査にてことばの遅れ等気になる児とその保護者(延)	78回	780組	35回	149組	
	親と子の心理相談	市内在住の未就学児とその親(延)	—	1,328組	—	502組	
	ことばの相談	市内在住の未就学児とその親(延)	—	345組	—	110組	
	発達相談	市内在住の未就学児とその親(延)	6回	36組	3回	21組	
	未熟児相談交流会	出生体重1,500g未満児とその親(延)	2回	30組	1回	4組	
	健やか育児教育事業	天竜区在住の満2か月～4か月児とその親	6回	60組	3回	16組	
	産後ケア事業	市内在住の産後4か月未満の母子(延)	—	5,520人	—	2,216人	
	多胎ピアサポート事業	多胎プレパパママ教室	母子健康手帳の交付を受けた多胎妊婦及びその家族	4回	40組	2回	8組
		家庭訪問による相談支援事業	浜松市在住の多胎妊産婦とその家族(産後1年頃まで)	—	50組	—	5組
指導子事業	こんにちは赤ちゃん訪問	市内在住の生後4か月までの児	—	5,420人	—	2,281人	
	妊産婦乳幼児訪問	保健師による継続支援が必要な親子(延)	—	13,800人	—	7,357人	
乳幼児等健康事業	離乳食教室	生後5か月児をもつ親	83回	1,990人	42回	757人	
	もぐもぐ元気っこ教室	生後7～8か月児の児とその親	78回	3,096人	39回	1,065人	
	食育講座	地域の育児グループや幼稚園、保育所、及びこども園、学校等の母子に関する団体等	25回	666人	16回	442人	
	食育研修会	浜松市内保育所、幼稚園、こども園、小学校の食育担当者	1回	100人	0回	0人	
療養費等支援	不妊専門相談センター事業(医師面接相談)	不妊に悩む夫婦(延)	6回	18組	3回	8組	

1. 妊産婦関係

(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊産婦

【表1】 妊娠届出数、個人指導数、及びハイリスク妊産婦の数

(単位:人)

	R3		R4		R5 上半期	
	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)
妊娠届出数	5,249	-	4,872	-	2,347	-
母子健康手帳交付数	5,328	-	4,995	-	2,405	-
妊産婦個人指導数 (A)	5,284	-	4,944	-	2,378	-
ハイリスク妊産婦数 (B)	755	14.3%	771	15.6%	396	16.7%

*妊娠届出数とは、飛び込み分娩を含み、多胎及び産後発行は含まない数

*母子健康手帳交付数とは、多胎及び産後発行を含む数

*妊産婦個人指導数とは、多胎を含まず、産後発行を含む数

- ・ ハイリスク妊産婦は、「メンタル」が最も多く、次いで「養育」となっている。

【表2】 ハイリスク妊産婦の内訳数(※重複あり)とその割合

(単位:人)

	R3		R4		R5 上半期	
	数	率	数	率	数	率
ハイリスク妊産婦数	755		771		396	
若年妊婦	43	5.7%	46	6.0%	20	5.1%
飛び込み	4	0.5%	3	0.4%	4	1.0%
メンタル	373	49.4%	413	53.6%	198	50.0%
養育	246	32.6%	246	31.9%	123	31.1%
疾病	30	4.0%	42	5.4%	19	4.8%
多胎	57	7.5%	53	6.9%	24	6.1%
育児支援者がいない	138	18.3%	164	21.3%	97	24.5%
望まない妊娠	44	5.8%	36	4.7%	24	6.1%
遅れた妊娠届	29	3.8%	26	3.4%	24	6.1%
経済的困窮	73	9.7%	79	10.2%	55	13.9%
複数回の婚姻	13	1.7%	13	1.7%	5	1.3%
夫婦不和・DV	18	2.4%	11	1.4%	11	2.8%
転居・孤立	10	1.3%	15	1.9%	10	2.5%
被虐待歴あり	44	5.8%	43	5.6%	22	5.6%
虐待の既往あり	26	3.4%	16	2.1%	7	1.8%
その他	20	2.6%	26	3.4%	13	3.3%

(2) 届出数の週数

- ・ 令和5年度上半期における浜松市の満11週までの届出割合は92.29%であった。

【表3】 妊娠週数ごとの届出数

令和5年度上半期

(単位：人)

	発行数合計	～満11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後発行 (飛込のみ)
浜松市 計	2,347	2,166	150	21	5	4
構成割合		92.29%	6.39%	0.89%	0.21%	0.17%
(全国の構成割合※)		(94.8%)	(4.1%)	(0.5%)	(0.3%)	(0.1%)

※ 全国の構成割合：「令和3年度地域保健・健康増進事業報告」都道府県別にみた妊娠届出の
妊娠週数別の状況（厚労省）（ただし、妊娠週数不詳の者を除く）

※「産後発行（飛込以外）」1件は除く

(3) 届出数の年齢

- ・ 令和5年度上半期における浜松市の25歳～29歳の届出割合は29.4%、30～34歳の届出割合は36.1%であった。
- ・ 届出全体のうち、初産の者の割合は49.8%であった。また、初産の者のうち、25歳～29歳の割合が最も多く、39.2%であった。

【表4】 年齢ごとの届出数

令和5年度上半期

(単位：人)

	発行数合計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
浜松市 計	2,347	20	165	691	848	499	124
構成割合		0.9%	7.0%	29.4%	36.1%	21.3%	5.3%
(再掲：初産の者および 構成割合)	1,168	19	129	458	358	161	43
	(49.8%)	(1.6%)	(11.0%)	(39.2%)	(30.7%)	(13.8%)	(3.7%)

(4) 満28週以降及び産後の発行状況

- ・ 満28週以降に発行した妊婦の理由は、望まない妊娠により妊娠届が遅れた者、海外で妊娠し日本に来日・帰国し出産する予定の者及び経済的理由であった。

【表5】 母子健康手帳の満28週以降及び産後の発行状況

(単位：人)

	R3	R4	R5上半期
満28週以降	8	12	5
日本人	7	10	2
外国籍	1	2	3
産後発行（飛込のみ）	4	3	4
日本人	2	3	4
外国籍	2	0	0

(5) 妊婦健康診査

- ・ 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来る体制を確保することを目的として実施。
- ・ 妊婦健康診査未受診の主な理由
 - ① 浜松市で受診票を発行した後に、他自治体へ転出
 - ② 受診票交付年度の次年度に受診

【表6】 妊婦健康診査の受診者数と受診率（回数・年度の別）

（単位：人）

	R3	R4	R5上半期		
	受診率	受診率	対象者数	受診者数	受診率
初回	99.6%	99.7%	2,351	2,360	100.4%
2回目	97.2%	99.3%	2,313	2,322	100.4%
3回目	96.3%	99.2%	2,341	2,365	101.0%
4回目	96.0%	99.3%	2,366	2,410	101.9%
5回目	80.2%	84.8%	2,379	2,048	86.1%
6回目	95.3%	99.0%	2,384	2,407	101.0%
7回目	94.5%	98.4%	2,394	2,405	100.5%
8回目	93.1%	97.0%	2,402	2,413	100.5%
9回目	89.3%	92.6%	2,405	2,315	96.3%
10回目	88.4%	92.7%	2,409	2,258	93.7%
11回目	90.9%	92.8%	2,410	2,271	94.2%
12回目	82.8%	84.3%	2,416	2,034	84.2%
13回目	65.8%	65.1%	2,417	1,617	66.9%
14回目	42.4%	41.6%	2,413	1,078	44.7%
多胎	-	0.0%	24	0	0.0%
血液検査	93.9%	98.1%	2,404	2,379	99.0%
血算検査	79.1%	80.9%	2,415	1,960	81.2%
GBS検査	90.1%	93.3%	2,414	2,257	93.5%
超音波検査1	97.0%	99.1%	2,314	2,318	100.2%
超音波検査2	95.7%	99.2%	2,365	2,403	101.6%
超音波検査3	93.9%	97.2%	2,406	2,430	101.0%
超音波検査4	89.5%	92.7%	2,413	2,236	92.7%
歯科健診	47.6%	49.9%	2,416	1,260	52.2%

※令和4年度から多胎妊婦健康診査受診票の使用方法に変更あり。初回から14回目までの受診票を使用後に多胎受診票を使用する。受診票は5回分を交付。

(6) 新生児聴覚スクリーニング検査

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査にかかる費用について、受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ こんには赤ちゃん訪問時に母子健康手帳記載内容から新生児聴覚検査実施の有無や受診結果の把握をするとともに、検査未実施児について「乳児の聴覚発達チェック表」で音の出る玩具などを使い、保護者と聞こえの状態を確認し、心配がある場合には受診勧奨を行う。

【表7】 新生児聴覚スクリーニング検査の実施結果

(単位:人)

	対象者数	受診者数	受診率	異常なし(Pass)	要再検(Refer)	要再検率(Refer率)	Refer	
							両側	一側
R4全体	5,038	4,921	97.7%	4,843	78	(1.6%)	14	64
R4 (再掲)	自動ABR			4,533	77	(1.7%)	14	63
	OAE	311		310	1	(0.3%)	0	1
R5上半期全体	2,426	2,370	97.7%	2,331	39	(1.6%)	12	27
R5 上半期 (再掲)	自動ABR			2,195	37	(1.7%)	11	26
	OAE	138		136	2	(1.4%)	1	1

※対象者数は令和5年度上半期出生数。

※要再検者は総合判定が要再検(Refer)であったものの数を計上。

※令和5年度上半期の要再検者39名について、赤ちゃん訪問等で確認できたもののうち、精密検査の結果、難聴が判明した者は11名であった。

(7) 産婦健康診査

- ・ 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産婦健診)について、産婦一人あたり2回(産後2週間、産後1か月)まで受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査のほか、産後うつ病のスクリーニングとしてエジンバラ産後うつ病質問票を用いて実施。
- ・ 産婦健康診査の結果、実施機関において支援が必要と判断した場合は、①精神科等専門機関を紹介、②市への支援を依頼、③実施機関(自院)で継続フォロー等、速やかに対応を行う。

【表8】 産婦健康診査実施結果

(単位:人)

		対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要支援	要支援率	要支援者内訳(重複あり)		
								専門機関紹介	市へ支援依頼	自院で継続フォロー
R4	第1回	5,038	4,392	88.2%	3,866	526	12.0%	8 (1.5%)	305 (58.0%)	231 (43.9%)
	第2回	5,038	4,936	95.6%	4,619	317	6.4%	5 (1.6%)	234 (73.8%)	83 (26.2%)
R5上半期	第1回	2,426	2,169	89.4%	1,924	245	11.3%	0 (0.0%)	152 (62.0%)	107 (43.7%)
	第2回	2,426	2,285	94.2%	2,141	144	6.3%	4 (2.8%)	120 (83.3%)	23 (16.0%)

※対象者数は令和5年度上半期の出生数。

※要支援者内訳のパーセンテージは要支援者に占める割合。

(8) 産後ケア事業

- ・退院直後等、支援の必要な母子を対象として、産婦人科医療機関・助産所にて、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後の新生活を安心してスタートできるよう支援を行う。
- ・妊娠期から出産後までの切れ目ない支援を推進するため、令和2年度より子育て支援課から健康増進課へ事業移管し実施。
- ・母子保健法改正により、令和3年度より産後ケア事業が市町村の努力義務として法定化。対象年齢を1歳未満へ拡充、自己負担の軽減等制度充実を図った。
- ・令和4年度より、デイサービス型（短時間）および訪問型を通算7回へ拡充した。
- ・周知方法として、母子手帳交付時やこにちは赤ちゃん訪問時での情報提供、子育て情報サイトぴっぴへの掲載、市内産科医療機関へのチラシ配布に加え、令和4年度より、乳児健診委託医療機関へのチラシの配布、および浜松市子育て世代包括支援センターLINEにて妊娠9か月時と産後2か月時のセグメント配信を行っている。

【表9】産後ケア事業利用者数

(単位:人)

	R3		R4		R5上半期	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
宿泊型	196	731	284	1,080	186	672
デイサービス型（1日）	85	112	89	123	44	66
デイサービス型（短時間）	769	769	1,129	2,715	603	1,201
訪問型	299	299	333	723	157	277
産後ケア利用実人数	1,101		1,573		870	

※宿泊型とデイサービス型（1日）の延人数は、利用延日数。

【表10】利用後の継続支援について

令和5年度上半期

	利用回数 (回)	要継続者数(人)		フォローの内訳(人)	
			率	市保健師	当施設
宿泊型	219	29	13.2%	0	29
デイサービス型（1日）	66	13	19.7%	0	13
デイサービス型（短時間）	1,201	384	32.0%	2	382
訪問型	277	75	27.1%	14	61

※利用回数:1人の方が同じ型のサービスを複数回利用した場合は、利用毎にカウントする。

※判断は実施施設の判断。

(9) 浜松市妊娠糖尿病支援事業

- ・将来的に糖尿病を引き起こすリスクの高い妊娠糖尿病（以下、GDM）の妊婦が糖尿病を発症することがないように、発症予防のための普及啓発、医療受診勧奨、生活習慣指導などの支援体制を構築することを目的に、平成27年8月に開始した事業。
- ・事業内容は、①母子健康手帳交付時に全妊婦に対して啓発リーフレットを配布、②妊産婦健診委託医療機関で母子健康手帳にGDMの押印をするとともに、妊娠糖尿病手帳の配布および生活習慣指導、受診勧奨、③産後に、こんにちは赤ちゃん訪問等で産後の医療受診勧奨を実施している。
- ・実態把握を目的に、平成28年度から、こんにちは赤ちゃん訪問で母子健康手帳に「GDM」の押印がある、もしくは浜松市妊娠糖尿病手帳の所持を確認することで把握したGDM産婦に関する集計を下記に示す。
- ・【表1-1】こんにちは赤ちゃん訪問の件数に対する妊娠糖尿病の診断件数の割合は、平成28年度～令和元年度までは3%前後で推移していたが、令和2年度以降高くなっており、令和3年度以降は4%代で推移している。
- ・令和4年度に発足した「妊娠糖尿病世話人会」にて、①妊娠糖尿病手帳を改訂すると共に、②妊娠期～産後までの7種のリーフレットを作成し、令和5年9月に各産科医療機関に送付、③10月21日(日)に妊娠糖尿病に関わる医療・行政の専門職を対象とした研修会を開催した。

【表1-1】妊娠糖尿病の診断件数とこんにちは赤ちゃん訪問に対する割合

(単位:人)

年度	こんにちは赤ちゃん訪問 (母親の人数) (A)	妊娠糖尿病診断件数(B)	
			率 (B/A)
R2	5,406	214	3.96%
R3	5,131	249	4.85%
R4	4,903	237	4.83%

※妊娠糖尿病診断件数(B)は、こんにちは赤ちゃん訪問で、母子健康手帳に「GDM」の押印もしくは浜松市の妊娠糖尿病手帳所持を確認することで把握したGDM産婦の件数。

※令和5年10月5日時点の把握内容

【表 1 2】 妊娠糖尿病と診断された年齢(こんにちは赤ちゃん訪問時点)

(単位:人)

年齢	R2		R3		R4		
	GDM産婦数 (B)	率 (B/A)	GDM産婦数 (B)	率 (B/A)	年齢別人数 (A)	GDM産婦数 (B)	率 (B/A)
20歳未満	0	0.0%	0	0.0%	25	0	0.0%
25歳未満	5	1.5%	3	0.8%	306	5	1.6%
30歳未満	40	2.9%	37	2.6%	1,361	52	3.8%
35歳未満	103	5.3%	76	3.8%	1,836	73	4.0%
40歳未満	86	7.3%	77	6.2%	1,126	84	7.5%
40歳以上	15	5.3%	21	6.9%	249	23	9.2%

※ (A) 赤ちゃん訪問の母親の年齢別人数 (B) GDM産婦の年齢別人数

※令和5年10月5日時点の把握内容

【表 1 3】 妊娠糖尿病と診断された妊娠週数

(単位:人)

診断週数	R2		R3		R4	
	GDM産婦 週数別人数	率	GDM産婦 週数別人数	率	GDM産婦 週数別人数	率
20週未満	32	15.0%	51	20.5%	51	21.5%
21～24週	9	4.2%	13	5.2%	6	2.5%
25～29週	69	32.2%	87	35.0%	88	37.1%
30～34週	77	36.0%	76	30.5%	77	32.5%
35週以上	5	2.3%	6	2.4%	2	0.8%
不明	22	10.3%	16	6.4%	13	5.5%

※令和5年10月5日時点の把握内容

(10) はままつ女性の健康相談

- 平成 23 年 12 月 5 日から、妊娠期からの児童虐待防止を図ることを目的に予期せぬ妊娠相談窓口「妊娠 SOS」をあわせて実施。平成 28 年度から助産師による相談日を設け、メール相談も開設。さらに、平成 31 年 4 月より、助産師による不妊相談も開始した。
- 予期せぬ妊娠に関する相談件数は、63 件であった。相談経路は、「ネット・携帯サイトから相談を把握した方」「医療機関から紹介された方」が多かった。
- 女性の健康相談実件数は 115 件でリピーターの相談が多く、妊娠 SOS 相談実件数は 60 件と 1 回のみ相談が多かった。

【表 1 4】 はままつ女性の健康相談 相談延件数

(単位：件)

電話	相談数	R3	R4	R5 上半期
		(再掲) 女性の健康相談	632	596
	予期せぬ妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	530	493	242
		102	103	54
メール	相談数	R3	R4	R5 上半期
		(再掲) 女性の健康相談	221	215
	予期せぬ妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	200	201	91
		21	14	9

【表 1 5】 はままつ女性の健康相談 相談の内訳

令和 5 年度上半期

(単位：件)

	電話	メール	総計
女性の健康相談	242	91	333
思春期	15	1	16
不妊	17	3	20
妊娠	9	7	16
出産	3	1	4
育児	31	2	33
更年期	11	0	11
疾病その他	156	77	233
妊娠SOS相談	54	9	63
妊娠の可能性	17	7	24
中絶	27	1	28
妊娠継続	2	0	2
費用	0	0	0
パートナーとの関係	2	0	2
DV・性被害	1	0	1
その他	5	1	6

- 女性の健康相談の相談件数に大きな増減は見られなかった。そのうち約半数は頻回に相談がある方からの相談で、実人数は昨年度とほぼ同様であった。
- 妊娠 SOS 相談では、「妊娠の可能性」「中絶」に関する相談がそれぞれ約 4 割を占めた。

2. 乳幼児健康診査関係

(1) 乳幼児健康診査受診率

- ・ 乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関で乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。
- ・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査は医療機関に委託して個別に実施し、1歳6か月児健康診査は市の直営で集団健診として実施している。3歳児健康診査は、直営・集団で実施する区と、委託・個別で実施する区が並存している。
- ・ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一定期間集団健診を休止し、医療機関における個別健診にて実施した。

【表16】 乳幼児健康診査の受診率（種類・年度の別）

（単位：％）

	R3		R4		R5上半期	
		(政令市平均)		(政令市平均)		(政令市平均)
4か月児健診	98.4	(96.4)	98.5	(96.9)	100.1	(-)
10か月児健診	96.9	(91.8)	95.5	(88.3)	95.5	(-)
1歳6か月児健診	99.4	(96.1)	99.9	(97.0)	101.3	(-)
3歳児健診	96.5	(94.5)	94.5	(95.4)	96.1	(-)

(2) 4か月児健康診査

【表17】 4か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和5年度上半期

（単位：人）

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,256	2,258	100.1%	1,759	186	183	0	31	91	8

【表18】 4か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

令和5年度上半期

（単位：件）

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	244	229	168	55	6
【再掲】 股関節脱臼	166	161	138	22	1

(3) 10 か月児健康診査

【表 1 9】 10 か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和 5 年度上半期

(単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,727	2,604	95.5%	2,131	276	62	2	20	103	10

【表 2 0】 10 か月精密検査の交付件数・受診件数

令和 5 年度上半期

(単位：件)

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	68	62	19	35	8

(4) 1 歳 6 か月児健康診査

【表 2 1】 1 歳 6 か月児健康診査（一般健診）の受診者数、受診率、健診結果

令和 5 年度上半期

(単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果				
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
浜松市 計	2,538	2,572	101.3%	2,188	168	87	19	110
中区	807	807	100.0%	651	59	41	9	47
東区	490	496	101.2%	456	13	15	3	9
西区	323	343	106.2%	290	37	7	0	9
南区	318	320	100.6%	280	6	8	4	22
北区	225	227	100.9%	178	29	4	2	14
浜北区	335	338	100.9%	300	22	6	1	9
天竜区	40	41	102.5%	33	2	6	0	0
個別		2		0	0	0	0	2
集団		2,570		2,188	168	87	19	108

【表22】 1歳6か月児健康診査（歯科健診）の受診者数、受診率、健診結果
令和5年度上半期（単位：人）

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果		
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数
浜松市 計	2,538	2,573	101.4%	2,550	23	0.03本
中区	807	807	100.0%	801	6	0.02本
東区	490	496	101.2%	494	2	0.02本
西区	323	342	105.9%	342	0	0.00本
南区	318	320	100.6%	310	10	0.08本
北区	225	229	101.8%	228	1	0.02本
浜北区	335	338	100.9%	334	4	0.03本
天竜区	40	41	102.5%	41	0	0.00本
個別		0		0	0	0.00本
集団		2,573		2,550	23	0.03本

【表23】 1歳6か月児精密健康診査の交付件数・受診件数
令和5年度上半期（単位：件）

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	89	79	14	50	15

【表24】 1歳6か月児健康診査の事後者数、事後率、事後内訳（年度別）
（単位：人）

	受診者数	事後者数※		事後内訳							
				身体		精神		栄養		養育	
		率	率	率	率	率	率	率	率		
R3	5,609	2,151	38.3%	255	4.5%	1,962	35.0%	5	0.1%	256	4.6%
R4	5,359	1,922	35.9%	232	4.3%	1,750	32.7%	4	0.1%	184	3.4%
R5上半期	2,572	917	35.7%	123	4.8%	820	31.9%	0	0.0%	107	4.2%

※事後者とは、1歳6か月児健診従事者が支援を要すると判断した児

【表25】 1歳6か月児健康診査受診者数における精神事後の内訳（年度別）
（単位：人）

	受診者数	事後者数	精神事後		精神事後内訳					
					発達障がい疑い		疾病		その他	
			率	率	率	率	率	率		
R3	5,609	2,151	1,962	35.0%	1,204	21.5%	29	0.5%	729	13.0%
R4	5,359	1,922	1,750	32.7%	1,093	20.4%	51	1.0%	606	11.3%
R5上半期	2,572	917	820	31.9%	530	20.6%	11	0.4%	305	11.9%

(5) 3歳児健康診査

- ・ 中区、東区、西区、南区、北区において、一般健診は個別健診。歯科は集団健診。浜北区、天竜区においては、一般、歯科ともに集団健診。
- ・ 令和2年度より中区、東区、西区、南区、北区において、歯科も個別健診にて対応。
- ・ 令和4年度より集団健診（浜北区・天竜区）で眼科屈折検査を実施。
- ・ 令和5年度より全ての3歳児に眼科屈折検査を受検する機会を提供するため、個別健診で眼科屈折検査未受検者を対象に集団屈折検査を開始。
- ・ 3歳児健診時に眼科屈折検査未実施の者に対して、健診から2か月後にはがきによる受検勧奨を実施。令和6年度より受検勧奨の1か月後に集団屈折検査に予約のない者に対し再勧奨を実施し、受検率向上を目指す。

【表26】 3歳児健康診査(一般健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和5年度上半期

(単位:人)

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療	要支援・要指導
浜松市計	2,734	2,628	96.1%	1,801	258	309	24	175	61
中区	789	747	94.7%	508	52	101	8	48	30
東区	514	491	95.5%	326	64	47	11	36	7
西区	327	324	99.1%	240	22	36	0	22	4
南区	338	312	92.3%	184	43	50	1	29	5
北区	307	298	97.1%	207	28	25	1	23	14
浜北区	412	410	99.5%	305	45	43	1	15	1
天竜区	47	46	97.9%	31	4	7	2	2	0
個別	2,275	2,172	95.5%	1,462	209	260	21	159	61
集団	459	456	99.3%	339	49	49	3	16	0

【表27】 3歳児健康診査(眼科屈折検査)の実施者数、検査結果の内訳

令和5年度上半期

(単位:人)

	対象者数	受診者数	屈折検査		屈折検査結果			
			実施	未実施	異常なし	異常あり	判定不能	実施不可
個別	2,275	2,172	1,821	351	1,646	151	17	7
集団	459	456	454	2	423	26	5	0
計	2,734	2,628	2,275	353	2,069	177	22	7

【表 2 8】 3 歳児健康診査(眼科屈折検査)の個別健診未実施者の受検状況
令和 5 年 1 2 月現在 (単位：人)

屈折検査 未実施者	集団屈折検査						集団屈折検査対象外					
	受検		受検予定		未受検		要精密		既医療		その他	
	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率		
351	178	50.7%	9	2.6%	123	35.0%	11	3.1%	19	5.4%	11	3.1%

【表 2 9】 3 歳児健康診査(眼科屈折検査)の集団屈折検査実施状況
令和 5 年度上半期 (単位：人)

	開催回数	受検者数	検査結果			
			異常なし	異常あり	判定不能	実施不可
浜松市計	6回	105	97	8	0	0

【表 3 0】 3 歳児精密健康診査の交付件数・受診件数
令和 5 年度上半期 (単位：件)

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市計	424	355	143	140	72
【再掲】眼科	201	154	30	74	50

・眼科精密健診の結果から、要観察および要医療となった者(124 人)のうち、51 人に弱視の診断または眼鏡の処方されていることが確認できた。これは 3 歳児健康診査受診者の 1.94%(約 50 人に 1 人)にあたる。

【表 3 1】 3 歳児健康診査(歯科健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳
令和 5 年度上半期 (単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果			
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数	不正咬合
浜松市計	2,734	2,387	87.4%	2,187	200	0.23本	487
中区	789	673	85.3%	614	59	0.28本	136
東区	514	410	79.8%	369	41	0.23本	79
西区	327	304	93.0%	281	23	0.26本	83
南区	338	299	88.5%	269	30	0.26本	66
北区	307	246	80.1%	232	14	0.11本	56
浜北区	412	409	99.3%	382	27	0.16本	57
天竜区	47	46	97.9%	40	6	0.28本	10
個別	2,275	1,932	84.9%	1,765	167	0.24本	420
集団	459	455	99.1%	422	33	0.18本	67

(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳（主に発達に関する内容を抜粋）

【表32】 3歳児健康診査における有所見者の診察所見

（単位：人）

		R4		R5上半期	
			率		率
言語 発達	言語の遅れ	265	4.7%	132	5.0%
	発音	101	1.8%	37	1.4%
	吃音	12	0.2%	6	0.2%
	その他	38	0.7%	25	1.0%
情緒 行動 発達	視線のあいにくさ	102	1.8%	51	1.9%
	対人関係	149	2.7%	82	3.1%
	チック	3	0.1%	3	0.1%
	多動	176	3.1%	101	3.8%
	その他	112	2.0%	45	1.7%
生活	睡眠の異常	25	0.4%	12	0.5%
	食習慣の問題	29	0.5%	16	0.6%
	生活習慣の問題	43	0.8%	6	0.2%
	その他	47	0.8%	9	0.3%
子育て	養育者の健康問題	17	0.3%	8	0.3%
	養育不安	49	0.9%	26	1.0%
	その他	25	0.4%	18	0.7%

(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況

【表33】 健やか親子21指標の全国共通問診項目（一部抜粋）（複数回答）

令和5年度上半期

（単位：件）

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
しつけのしすぎ	8	27	57
感情的に叩く	5	72	107
乳幼児だけを残して外出	12	6	5
長時間食事を与えない	1	2	2
感情的な言葉で怒鳴る	52	378	760
口をふさぐ	2	10	
激しく揺さぶる	3	4	

（単位：人）

（参考） 受診者数	2,258	2,572	2,628
-----------	-------	-------	-------

【表34】 表31の項目に1つでも該当すると答えた親の割合

（単位：%）

	R3	R4	R5上半期	※全国
4か月児	2.8	2.6	3.3	6.4
1歳6か月児	17.9	17.1	16.7	17.3
3歳児	33.9	32.8	32.5	32.7

※令和3年度全国調査結果

3. 訪問指導

(1) こんにちは赤ちゃん訪問

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問は 100%の実施を目指している。
- ・ 訪問未実施の理由
 - ① 未熟児や疾病等にて長期入院のため、生後4か月を経過してしまう。
(退院後、乳幼児訪問として地区担当保健師が訪問を実施している。)
 - ② 訪問拒否(第2子なので、育児経験がある、新型コロナウイルス感染症への不安や心配等)

【表35】 出生数及びこんにちは赤ちゃん訪問実人数 (単位：人)

	R3		R4		R5上半期	
		実施率		実施率		実施率
出生数	5,354	-	5,038	-	2,426	-
訪問数(こんにちは赤ちゃん)	5,174	96.6%	5,009	99.4%	2,281	94.0%
助産師	3,846	-	3,776	-	1,668	-
保健師	1,328	-	1,233	-	613	-
継続支援者数	1,084	-	1,000	-	491	-
継続支援者割合率	21.0%		20.0%		21.5%	

※出生数は年度内に出生した者、訪問数は年度内に訪問した者を報告。

(2) 妊産婦乳幼児訪問

- ・ 令和4年6月から「妊婦訪問支援事業」を開始。継続支援が必要なハイリスク妊婦に対して、地区担当保健師が家庭訪問で育児用品等の配布を行いながら継続支援を実施。
- ・ 妊産婦の訪問件数に「妊婦訪問支援事業」(実人数55人、延人数65人)の件数が含まれる。

【表36】 妊産婦乳幼児訪問延人数 (単位：人)

	R3	R4	R5上半期
訪問数(妊産婦乳幼児)	14,799	13,645	7,357
妊産婦	2,969	2,933	1,691
母性・父性	3,105	2,749	1,479
乳幼児	8,481	7,799	4,084
思春期	228	152	102
心身障害児	16	12	1

4 出産・子育て応援事業

- ・ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援である出産・子育て応援交付金を一体的に実施する。
- ・ 伴走型相談支援として3回（妊娠届出時、こんにちはマタニティ訪問、こんにちは赤ちゃん訪問）の面談を実施する。

(1) 出産・子育て応援交付金

- ・ 妊娠届出時の面談後に、出産応援交付金（妊婦1人につき5万円）を支給する。
- ・ こんにちは赤ちゃん訪問後に、子育て応援交付金（子1人につき5万円）を支給する。

【表37】 出産・子育て応援交付金交付件数 (単位:件)

		R3	R4	R5上半期		
				対象者数 (A)	交付件数 (B)	割合 B/A
事業 開始後	出産応援交付金	—	57.1%	2,347	2,266	96.5%
	子育て応援交付金	—	59.7%	2,426	2,227	91.8%
遡及	出産応援交付金	—	79.9%	556	505	90.8%
	子育て応援交付金	—	83.3%	709	679	95.8%

※事業開始後の対象者は以下の通りとなる。

- ・ 出産応援交付金：令和5年2月1日以降に妊娠した妊婦
- ・ 子育て応援交付金：令和5年2月1日以降に出生した児（こんにちは赤ちゃん訪問実施済）

※事業開始後の子育て応援交付金は、こんにちは赤ちゃん訪問後に申請となる。

※遡及の対象者：令和5年2月1日より前に妊娠した妊婦、出生した児
令和5年度の対象は令和4年度で未申請の者となる。

(2) こんにちはマタニティ訪問事業

・妊娠8か月頃の妊婦を対象に、家庭訪問などで面談の機会を設け、心身の状況や出産準備などの助言や子育て支援に関する情報提供を行うことにより、安心して妊娠、出産、育児ができることを目的として実施。

・妊娠6か月から7か月に案内通知を発送し、妊娠8か月頃から出産前までの間に助産師や保健師が家庭訪問などを実施。

・令和5年5月から令和5年8月出産予定日の方に順次実施している。

(訪問未実施の理由)

① 切迫早産などで入院中や既に里帰りをしている。

② 訪問拒否(心配していることはない、家に訪問されることが苦手など)

※訪問できない場合は、電話でできるだけ聞き取りや相談を実施。

【表38】 こんにちはマタニティ訪問 発送数及び実人数

(単位：人)

	R3		R4		R5上半期	
		実施率		実施率		実施率
対象者数	-	-	-	-	2,061	-
訪問数(こんにちはマタニティ)	-	-	-	-	1,430	69.4%
助産師	-	-	-	-	1,148	-
保健師	-	-	-	-	282	-
継続支援者数	-	-	-	-	268	-
継続支援者割合率	-		-		18.7%	

5. 予防接種関係

子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

(1) 定期予防接種及び任意予防接種

【表39】 定期予防接種 接種率 (単位：%)

	R3	R4	R5上半期
ロタウイルス	94.1	95.0	47.8
ヒブ	95.4	96.6	48.7
小児用肺炎球菌	95.4	96.5	48.6
B型肝炎	95.6	96.2	49.2
4種混合	97.3	93.1	52.6
ジフテリア・破傷風混合第2期	81.2	76.5	38.6
B C G	96.1	96.8	47.7
麻しん・風しん混合第1期	94.6	92.6	47.7
麻しん・風しん混合第2期	95.4	94.0	52.7
水痘	93.0	88.8	45.7
日本脳炎第1期	68.6	104.5	55.3
日本脳炎第2期	43.8	91.5	48.6
HPV (子宮頸がん予防)	5.9	6.1	2.7

※接種率の対象者数は、各年度の標準接種年齢を基準とする。

※ロタウイルスは、令和2年10月から定期接種を実施。

※日本脳炎は、特例対象者の接種を含まない。

※HPV接種率は、13歳の3回目接種者数/13歳女子人口により算出。

(2) 子宮頸がん予防の取り組み

① 思春期教室 (希望のあった中学の2年生対象に実施。)

- ・テキストに、子宮頸がんの原因、がん検診の必要性、予防の大切さを記載。
(テキストは浜松市内の全ての中学2年生に配布。配布数約4,300部)。

② 未来の自分を考える講座

- ・講義やリーフレットで、がん検診の必要性を説明し、20歳からの受診を勧奨。

③ 子宮頸がん検診

- ・20歳の女性の方に対して、子宮頸がん検診無料クーポン券を3,585人に送付。
(子宮頸がん検診受診の必要性について記載したがん検診手帳を同封。)
- ・「LINEを活用した女性特有のがん検診受診率向上対策事業」により、若年層の多くが利用しているLINEを活用した受診勧奨等を実施。
- ・検診未受診者には、年度の途中で受診勧奨通知を送付し、希望者への休日検診を実施。

【表40】 子宮頸がん検診 受診率 (20～39歳) (単位：%)

	R3	R4	R5上半期
受診率	15.8	12.8	6.5

※受診者数/年間対象者数にて算出

6. 医療費助成関係

(1) 未熟児養育医療費

- ・ 出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱な子どもの入院医療費を助成。

【表4-1】 未熟児養育医療 承認延件数

(単位:件)

	R3	R4	R5上半期
承認数	158	163	73

(2) 自立支援医療費（育成医療）

- ・ 身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を給付するため、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年10月より高校生世代まで対象が拡大）。
- ・ 令和5年度上半期の承認数のうち、76%は「音声・言語・そしゃく機能」の障害である。

【表4-2】 自立支援医療（育成医療） 承認延件数

(単位:件)

	R3	R4	R5上半期
承認数	149	100	34

(3) 小児慢性特定疾病医療費

- 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、厚生労働大臣が定めた疾患に罹った場合、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年10月より高校生世代まで対象が拡大）。
- 令和4年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳以上を「成年患者」とした。成年患者は本人名義での申請手続きが必要になった。
- 令和5年10月から児童福祉法の改正に伴い、医療費助成の支給開始日がこれまでの申請日から「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等^{*}へ遡ることが可能になった。

※前倒し期間は原則として申請日から1か月。ただし、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長可能。

【表43】 小児慢性特定疾病医療 承認延件数

(単位:件)

	R3	R4	R5上半期
新規承認数	124	134	49
継続承認数	667	663	651

(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

- ・ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を補助。
- ・ 平成 21 年度から、市単独助成（所得制限撤廃、上乗せ 5 万円補助）を開始。
- ・ 平成 28 年度から通算助成回数を変更し、妻の対象年齢を制限。
- ・ 令和 2 年度から新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、年齢制限を一部緩和。令和 3 年 1 月 1 日治療終了分より助成制度拡充（助成上限額拡充、出産により助成回数リセット、対象者に事実婚追加）。
- ・ 令和 4 年 4 月から医療保険適用が開始されたことに伴い、保険適用外のみ対象となる本市補助金申請件数は減少した。
- ・ 令和 5 年 6 月 30 日をもって事業を廃止した。

【表 4 4】 不妊に悩む方への特定治療支援事業 助成延件数

(単位:件)

	R3	R4	R5 上半期
補助金助成件数	1,575	534	2

(5) 一般不妊治療支援事業

- ・ 人工授精に要した費用の一部を補助。平成 26 年度から助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 6 万 3 千円を上限に、自己負担額の 10 分の 7 以内の額を助成。
- ・ 令和 4 年 4 月から医療保険適用が開始されたことに伴い、保険適用外のみ対象となる本市補助金申請件数は減少した。
- ・ 令和 6 年 3 月 31 日をもって事業を廃止する。

【表 4 5】 一般不妊治療費支援事業 助成延件数 (単位:件)

	R3	R4	R5 上半期
補助金助成件数	344	85	1

(6) 不育症治療支援事業

- ・ 不育症治療（助成対象の検査・治療のみ。医療保険適用外のみ）に要した費用の一部を補助。平成 29 年度から、助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 24 万 5 千円を上限に、自己負担額の 10 の 7 以内の額を助成。
- ・ 令和 4 年 4 月より先進医療として実施されるものを対象に検査費用の一部を助成することを開始。
- ・ 令和 4 年 12 月に「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）」が先進医療として位置づけられた。

【表 4 6】 不育症治療支援事業 助成延件数 (単位:人)

	R3	R4	R5 上半期
補助金助成件数	25	30	4

Ⅱ 令和5年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業

妊婦や概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄ることのできる場を提供し、育児相談・発達に応じた遊びの紹介等を行い、安心して子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援の充実を図る。

委託事業として概ね週4～7日、市内の保育所等で開催し、地域の実情に応じて加算事業^{※1}を実施している。

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年5月より利用人数制限等を解除して実施している。(消毒、換気、体調確認は継続している)

【表47】 子育て支援ひろばの実施状況

		R3	R4	R5 上半期
会場数		25 か所	25 か所	25 か所
参加人数 (延)	0歳児	24,451人	28,239人	18,146人
	1歳児	29,267人	29,562人	18,892人
	2歳児	15,849人	15,456人	9,337人
	3歳児	4,500人	3,816人	1,682人
	3歳児以上	3,112人	2,820人	1,754人
	小学生	468人	722人	559人
	妊婦 ^{※2}	4,709人	4,389人	2,864人
	保護者	64,949人	69,331人	43,690人
	計	147,305人	154,335人	96,924人
1回の平均参加組数		12.2組	11.6組	11.8組

※1 【加算事業】(プラスサポート)

地域の実情や利用者のニーズに応じて、よりきめ細やかな支援として実施する。

- ・出張ひろば…子育て支援ひろばを常設できない地域に、親子が集う場を週1回開設する。
- ・妊婦支援…助産師による相談や先輩ママとの交流を通し、出産や育児の不安を和らげる。
- ・発達支援…子どもの発達について専門知識を有する者が相談に応じる。
- ・多世代支援…祖父母を対象にした孫や子育て中の親とのかかわり方の講座や相談、就学前の幼児のいる保護者や多胎児の保護者を対象にした講座や相談に応じる。
- ・外国人支援…通訳を介しての相談や地域の親子との交流を促す。
- ・長期休暇支援…園や学校の長期休暇時に小学生までの親子がひろば利用できる。

※2 妊婦(初妊婦及び経産婦)

2. はまずくヘルパー利用事業

妊娠中又は出産後1年未満の時期にあつて身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難である者に対して、家事又は育児相談を行う育児支援ヘルパーを当該家庭に派遣し、「相談しやすい話し相手」としての相談支援を行うことにより、家庭や地域での孤立感の解消とともに家事又は育児負担の軽減を図る。

- ・産前産後の体調不良や育児不安がある利用者など、支援を必要とする家庭に対して比較的受け入れられやすい家事支援をとおし、早期からの支援で孤立した育児、虐待予防に効果があると考えられる。
- ・必要に応じて地区の担当保健師と情報共有しながら、適切なタイミングで必要な支援ができるように関係機関と連携を図っている。
- ・R5年度（R5.3.31～）からオンライン申請が始まったことで利用しやすくなり、家事や育児の負担軽減に繋がることを目指している。
- ・R5年度上半期の集計から、前年度より新規登録者数が少ないことが予測されるが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し親族の支援が得られやすくなったことや育児休暇を取得する男性が増え、家事や育児を協力しながら行えていることが推測される。

【表48】 新規登録者数、申請時期 (単位：人)

		R3	R4	R5 上半期
新規登録者数		362	377	166
多胎、未熟児養育医療対象 児を養育している場合		20	24	10
申請時期	妊娠中	207	246	116
	出産後	155	131	50

【表49】 利用者数 (単位：人)

	R3	R4	R5 上半期
利用者数	167	167	98

3. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。専門的相談支援を行う養育支援訪問員と家事・育児の援助を行う養育支援ヘルパーがある。

令和5年度より本事業の対象を「身体的・精神的負担があるヤングケアラーのいる世帯」にも拡大している。

【表50】 養育支援訪問員による訪問件数 (単位：件)

	R3	R4	R5 上半期
訪問件数(実)	80	67	49
訪問回数(延)	812回	775回	310回

【表51】 養育支援訪問員による支援対象区分※ (単位：件)

	R3	R4	R5 上半期
特定妊婦	5	6	14
要支援児童	55	40	30
要保護児童	20	21	2
復帰後家庭	-	-	0
ハイリスク妊婦	-	-	2
要対協以外の支援が必要な児童	-	-	1
ヤングケアラー家庭	-	-	0
計	80	67	49

【表52】 養育支援ヘルパーによる訪問件数 (単位：件)

	R3	R4	R5 上半期
訪問件数(実)	6	16	10
訪問回数(延)	27回	344回	156回

【表53】 養育支援ヘルパーによる支援対象区分※ (単位：件)

	R3	R4	R5 上半期
特定妊婦	1	2	2
要支援児童	2	6	3
要保護児童	3	8	4
復帰後家庭	-	-	0
ハイリスク妊婦	-	-	0
要対協以外の支援が必要な児童	-	-	0
ヤングケアラー家庭	-	-	1
計	6	16	10

※支援対象区分

特定妊婦…出産後の養育について出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要支援児童…乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

復帰後家庭…児童養護施設等の退所又は里親委託終了により、児童が復帰した後の家庭

ヤングケアラー家庭…身体的・精神的負担があるヤングケアラーのいる家庭で支援が必要と認められる家庭

4. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

1歳6か月児健康診査等で言葉の遅れや対人面の問題があり、発達障がい疑われる幼児に早期療育的アプローチを行うとともに、保護者に対し幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。

委託事業として概ね週1回、センター型8会場、施設型3会場で実施している。

センター型は、親子が通所しやすい各区の保健センターや区役所等の会場にて母子愛着の形成、集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

施設型は、発達の課題に応じた対応に考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた生活の準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

- ・令和3年7月からセンター型を1ヶ所増設し、令和5年度はふれあい交流センター菟原で実施している。中区北部、東区西部、北区南東部に居住され、各区の既存のセンター型会場まで遠方だった方にとって、利便性が向上した。

【表54】 センター型の参加状況 (単位：人)

	R3	R4	R5 上半期
参加児数(実)	345	341	223
参加児数(延)	3,191	3,376	1,732

【表55】 施設型の参加状況 (単位：人)

	R3	R4	R5 上半期
参加児数(実)	226	209	149
参加児数(延)	3,419	2,996	1,434

5. 発達障害者支援センター運営事業（発達相談支援センター「ルピロ」）

電話相談、来所相談などにより、発達障がい児（者）及びその疑いがある児（者）とその家族等に対し、適切な情報提供や関係機関の紹介を実施するとともに、関係機関との連携を随時行い、対象者への支援を図っている。

また、発達障害に関する講演会、研修会等で啓発を図るとともに、関係機関に対し技術支援を行う等、総合的な支援を行っている。

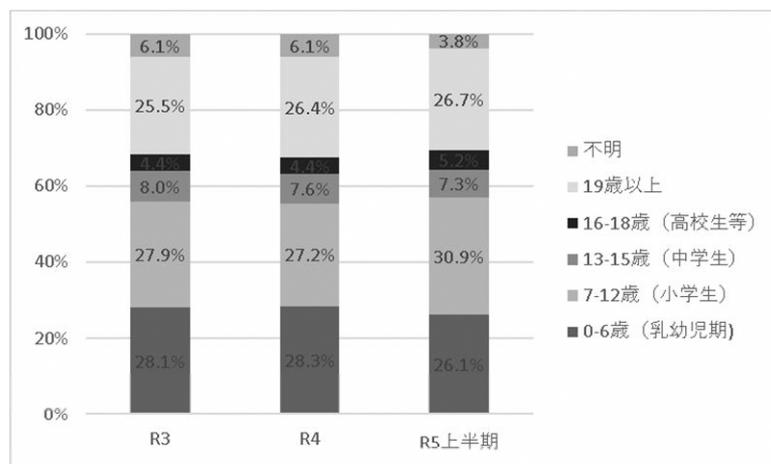
- ・令和5年度の相談者数は、前年度と比較して増加傾向である。相談者の年齢層の割合には大きな変化はみられない。

【表56】 相談件数（延件数） （単位：件）

	R3	R4	R5 上半期
相談件数(延)	5,409	5,357	2,939

【表57】 相談者の年齢構成（実人数） （単位：人・％）

	R3		R4		R5 上半期	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0-6歳（乳幼児期）	399	28.1	383	28.3	232	26.1
（0-3歳（乳幼児前期））	(113)	(8.0)	(100)	(7.4)	(40)	(4.5)
（4-6歳（乳幼児後期））	(286)	(20.1)	(283)	(20.9)	(192)	(21.6)
7-12歳（小学生）	396	27.9	368	27.2	275	30.9
13-15歳（中学生）	113	8.0	103	7.6	65	7.3
16-18歳（高校生等）	63	4.4	60	4.4	46	5.2
19歳以上	363	25.5	357	26.4	238	26.7
不明	87	6.1	82	6.1	34	3.8
計	1,421	100	1,353	100	890	100



Ⅲ 健康はままつ21（分野8 親子の健康）

（1）計画の基本理念

単に「病気ではない」「虚弱ではない」ということだけでなく、精神的、社会的にも満たされた、心豊かな自分らしい生活を送ることを健康づくりの目標とし、基本理念を設定します。

【基本理念】

市民一人ひとりが健やかで、
心豊かな自分らしい生活ができる
健幸都市 浜松

（2）計画の目標

本計画では、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「こども一人ひとりの健やかな発育・成長」の3つを目指します。

■ 健康寿命の延伸

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。市民の健康づくりを推進し、個人の健康意識の向上と健康づくりの実践を図り、健康寿命の延伸を目指します。

■ 生活の質の向上

年齢や疾病の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるように、社会とのつながりを維持・向上できる取組や健康づくりを推進します。

■ こども一人ひとりの健やかな発育・成長

若い世代が自ら健康管理を実践することで、次世代の健康につなげます。また、妊娠期からこどもが大人になるまでの一連の成長過程において、総合的な相談支援を実施することで、子育て世代の孤立を防ぎ、健全な成育を守り育む地域づくりを推進します。

（3）計画の推進体制

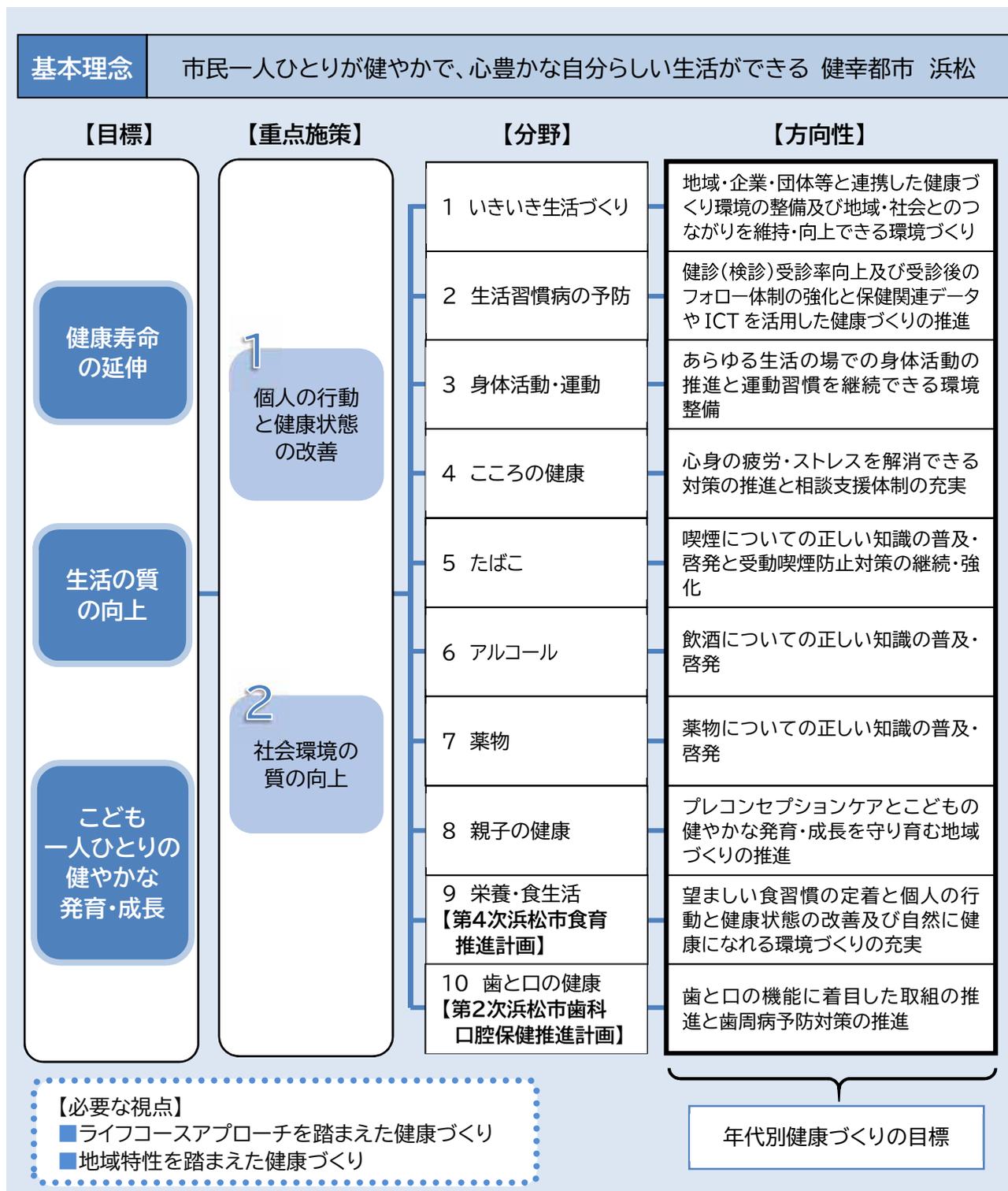
本計画の推進にあたっては、「市民協働のもと、社会全体で市民の健康を支える」という観点から、市民の主体的な取組を中心としつつ、家庭や地域、健康づくりに関わる企業や団体、行政などが連携し、健康づくりの輪を広げていきます。本市では、行政とともに市民の健康づくりを支援する健康保険組合、企業等の関係団体が「健康はままつ21推進協力団体」として市民の健康づくりに参画しています。また、「健康はままつ21推進会議」「浜松市歯科保健推進会議」「浜松市食育推進連絡会」「浜松市母子保健推進会議」「浜松市保健医療審議会」にて進捗管理をします。

（4）計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和17(2035)年度を目標年度とした12年間です。なお、今後の社会情勢の変化等に対応するため、計画の中間年度である令和11(2029)年度に計画の中間評価と後期計画の策定を行います。

(5) 施策体系

計画の目標である「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「こども一人ひとりの健やかな発育・成長」を達成するために、2つの重点施策と10の分野を定めます。さらに、2つの必要な視点も踏まえ、施策を展開していきます。また、年代によって、ライフスタイルや心身の特徴は変わり、健康課題も異なるため、各分野の取組のほかに、年代別で取り組むべき健康づくりの目標を第4章にまとめました。



分野8 親子の健康

1 基本的な考え方

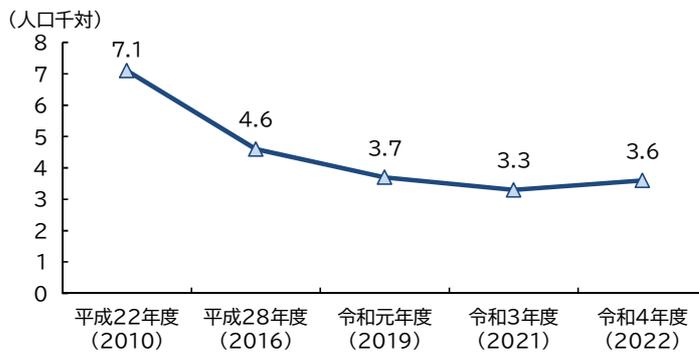
すべての妊婦・子育て世帯が安心してこどもを生み、育てるためには妊娠期からこどもが大人になるまでの一連の過程の様々なニーズに対応した切れ目のない支援体制が必要です。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援を推進するとともに、乳幼児期や学童期には生涯にわたる健康づくりの基盤となる食生活や運動、生活リズムなど生活習慣の形成が重要です。

近年、プレコンセプションケアが注目されており、思春期から男女の性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を促すような取組を一層推進していく必要があります。

また、こどもの健やかな成長には子育て世代の親が孤立せず、安心して子育てできる環境が重要です。行政や地域の子育て支援団体、医療機関、自治会等の様々な関係機関が連携し、こどもの健やかな成長を守り育む地域づくりを推進していく必要があります。

2 現状と方向性

10代の人工妊娠中絶：15歳から19歳までの女性人口(千対)

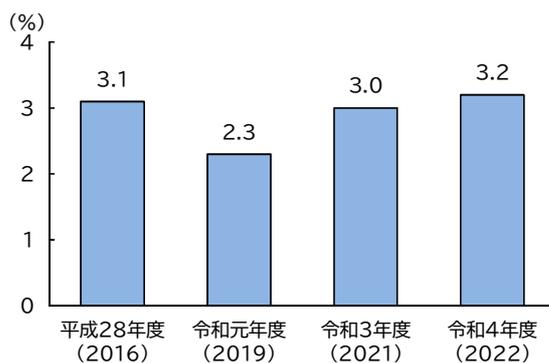


*15-19歳の女性人口(千対)に対する人工妊娠中絶数の割合を算出

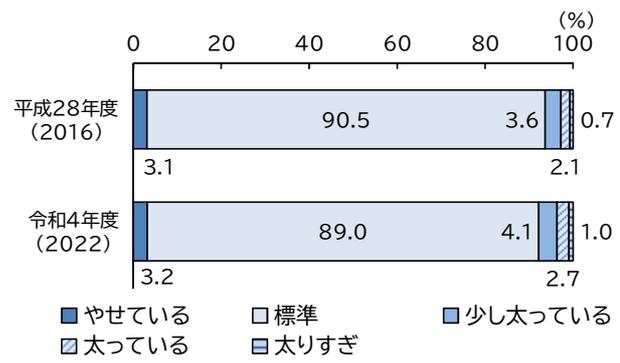
資料：健康増進課調べ

令和3(2021)年度までは減少しましたが、令和4(2022)年度で0.3ポイント上昇しています。

女性のやせの割合(中学3年女子)



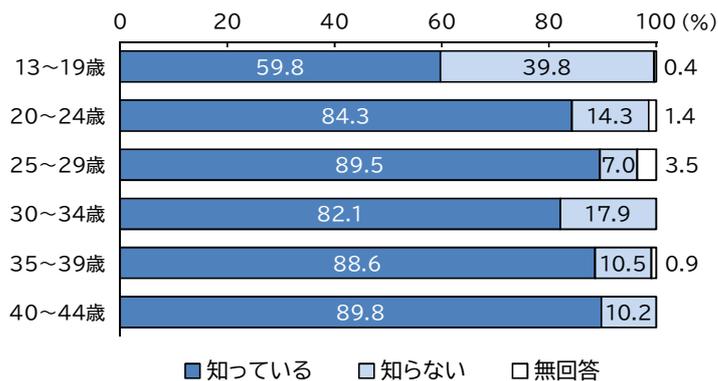
資料：健康安全課・健康増進課調べ



資料：健康安全課・健康増進課調べ

女性のやせの割合は、令和元(2019)年度には2.3%と一旦減少しましたが、それ以降は増加しています。エネルギー不足による若い女性のやせは、貧血や将来の骨粗鬆症、不妊や妊娠・出産のリスクを高めます。若い世代からのプレコンセプションケアの周知・啓発が重要です。

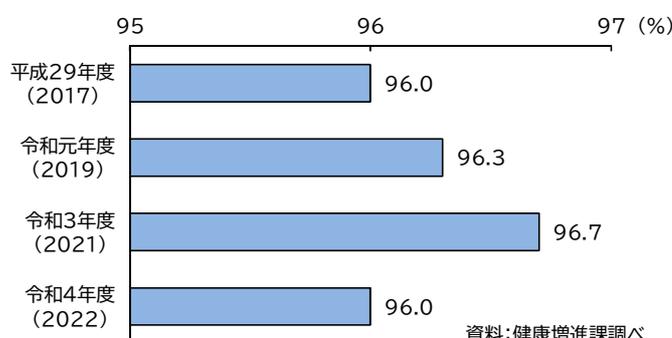
女性のからだには妊娠・出産に適した時期(20代～30代半ば頃)があることを知っている人の割合



資料:健康増進計画等の評価における健康調査(令和4(2022)年度)

女性のからだには妊娠・出産に適した年代があることを知っていると答えた10代の割合が59.8%と他の年代よりも低くなっています。

この地域で子育てをしたいと思う親の割合(乳幼児をもつ保護者)



資料:健康増進課調べ

どの年度でも9割を超える保護者が「この地域で子育てをしたいと思う」と回答しています。

【方向性】

●プレコンセプションケアの推進

思春期教室や、未来の自分を考える講座等で、「命の大切さ」や「妊娠と年齢の関係」、「包括的性教育」、「性感染症予防」、「予期しない妊娠」、「避妊」など正しい知識の提供や健康的なからだやこころにつながる生活習慣や食生活等の周知・啓発により一層取り組んでいくことが重要です。

●こどもの健やかな発育・成長を守り育む地域づくりの推進

こどもの健やかな成長には子育て世代の親が孤立せず、安心して子育てできる環境が重要です。行政や地域の子育て支援団体、医療機関、自治会等の様々な関係機関が連携し、こどもの健やかな成長を守り育む地域づくりを推進していきます。

3 市民のめざす姿

- ・健康なからだやこころの基盤となる生活習慣を身につける
- ・男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につける
- ・地域で孤立することなく安心して子育てをする

指 標		対 象	令和4年度 (2022年 度) (現状値)	令和11年度 (2029年 度) (中間値)	令和16年度 (2034年 度) (最終目標 値)
1	小学生の朝食欠食率	小学生	3.3%	1.7%	0%
2	性感染症定点からの患者報告数(クラミジア患者数)	10~29歳	42人	減少	減少
3	子宮頸がん検診受診率	20~39歳	12.8%	60.0%	60.0%
4	10歳代の人工妊娠中絶数 (15-19歳の女子人口千対)	10歳代	3.6	減少	減少
5	女性のやせの割合	中学3年生 女子	3.2%	減少	減少
6	適正体重の女性の割合 (非妊娠時)	妊娠届出者	67.6%	増加	増加
7	妊婦の喫煙率	妊娠届出者	1.2%	0%	0%
8	妊婦の飲酒割合	妊娠届出者	2.1%	0%	0%
9	低出生体重児の割合※ ¹	—	9.9%	減少	減少
10	子宮頸がん予防ワクチン (HPV ワクチン) 接種率※ ²	小学6年生~ 高校1年生 女子	41.2%	90.0%	90.0%
11	産後ケア事業の利用率	乳児をもつ 保護者	31.2%	増加	増加
12	産後1か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合	産婦健診実施者	5.9%	減少	減少
13	この地域で子育てをしたい と思う親の割合	乳幼児をもつ 保護者	96.0%	増加	増加
14	育てにくさを感じたときに 対処できる親の割合	乳幼児をもつ 保護者	86.3%	90.0%	90.0%
15	夫・パートナーの育児休暇 取得率	乳幼児をもつ 保護者	—	50.0%	85.0%

※¹ 低出生体重児：体重が2,500g未満で生まれたこども。

※² 国の地域保健事業報告に準じ、分母は中学1年生女子の人口とし、分子は小学6年生から高校1年生女子の3回接種完了者として算出。

4 今後の取組

市民のやらまいか	団体のやらまいか	行政のやらまいか
<ul style="list-style-type: none"> ●次世代の若者に自分の大切さや命の尊厳を伝える ●性感染症の予防について正しい知識を身につける ●コンドームを正しく使って性感染症を予防する ●家族やパートナーと家族計画について話し合う ●定期的に妊産婦・乳幼児健診を受診する ●バランスのとれた食事、適度な運動、休養を心がける ●子宮頸がん検診を受ける ●HPVワクチンを受ける ●地域で子育てしている親子を温かく見守る ●食事や運動など、家庭におけるこどもの健康づくりを推進する ●家族や地域の仲間と協力して育児に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦の健康づくりの情報を発信する ●安心して子育てができるための情報を発信する ●年齢に応じたプレコンセプションケアの啓発や性教育を行う ●子宮頸がん検診受診、HPVワクチン接種の必要性を周知・啓発する ●子育て中の親子が集う場の提供やセミナーの開催、相談を行う ●浜松市助産師会は小学校等へ出向き、次世代を担うこどもたちに対し、「命のはなし」等の出前講座を行う ●浜松市助産師会は妊産婦やその家族に対し、妊娠や子育ての電話相談やメール相談、オンライン相談など多様な相談窓口を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学生に命の尊厳や子育てについて体験させる ●思春期・青年期の若い世代に将来を見据えた健康づくりの周知・啓発を行う ●エイズなどの性感染症、肝炎の知識の普及と血液検査、相談を行う ●子宮頸がん検診受診、HPVワクチン接種の必要性を周知・啓発する ●妊婦に必要な生活習慣と健康づくりの知識の普及を図る ●母親が安心して育児をスムーズにできるよう支援する ●育児不安のある親の相談事業や教室を開催する ●子育て中の親子が集う場の提供や相談支援を行う ●妊産婦のメンタルヘルスに対する支援を行う ●こども家庭センターの周知及び機能の充実を図る

コラム

■こども家庭センター

すべての妊産婦さんや、お子さんとその保護者を対象とし、こども家庭センターへ行けばなんらかの支援につながる情報が得られるワンストップの相談窓口です。

こども家庭センターには、保健師はじめ助産師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職がおり、相談者の心身の健康状態や子育てに関する悩み等に応じ、相談者に寄り添った支援を行います。

また、母子健康手帳の交付時には、妊婦さんが、妊娠や出産、子育てに向けて自身やお子さんにとって必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択し利用できるよう、サービスの利用計画（はますくプラン）を一緒に作成します。



【行政の取組一覧】

取 組		内 容
1	思春期教室・高校生への性教育 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学2年生を対象に、産婦人科医師・助産師等による性教育を行います。 ・市内の高校生を対象に健康なところとからだづくりについて伝え、性教育を行います。
2	子宮頸がん検診事業 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんの予防・早期発見のため、子宮頸がん検診の周知・啓発を行い、検診受診率の向上を図ります。
3	HPV ワクチン接種事業 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんの予防のため、HPV ワクチン接種の周知・啓発を行い、ワクチン接種率の向上を図ります。
4	母子健康手帳交付時の保健指導 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の適正な体重増加の目安や生活習慣などについて情報提供を行います。
5	こんにちはマタニティ訪問事業 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠8か月頃の全妊婦とその家族を対象に、悩みや相談がある場合の相談先や子育てサポート情報等を提供し、悩みを一人で抱え込まないよう支援します。
6	産後ケア事業 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、保護者及びその家族が健やかな育児をできるよう支援します。
7	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とその家族を対象に、適切な生活習慣やサポート情報等を提供し、安心して育児ができるよう支援します。 ・保護者が地域の中で孤立することなく育児できるよう支援します。
8	親子すこやか相談 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の発育、発達、食事、歯と口の健康に関する相談、育児に関する相談、妊産婦の心身の健康に関する相談を行います。
9	1歳6か月児健康診査 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健康診査の保護者を対象に、親子の適切な生活習慣について相談支援を行います。 ・育児相談を受け、必要な情報を提供します。
10	はじめてのパパママレッスン (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・夫（パートナー）と協力して楽しく育児をするための知識や技術の提供をします。 ・妊婦とその夫（パートナー）を対象に、適切な生活習慣について相談支援を行います。 ・相談窓口の周知・啓発をします。
11	未来の自分を考える講座 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことができるよう、青年期の男女を対象に、プレコンセプションケアについての正しい知識を提供します。
12	妊娠SOS相談 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・思いがけない妊娠に関する相談について、保健師・助産師が電話やメールにて応じます。
13	こどもの少ない地域における子育て支援 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区では、定期的に親子を対象とした教室や相談事業を開催し、育児をサポートしています。また、保護者同士の交流の場にもなっています。

取 組		内 容
14	自殺未遂者支援事業として医療連携 検討会議及び自殺ハイリスク者支援 体制検討会の開催 (精神保健福祉センター)	・メンタル不調を抱えた妊産婦支援の充実を含めた自殺未遂者への包括的な支援体制の構築及び強化を目指すため、産科・精神科・行政等の連携を図り、周産期における自殺ハイリスク者支援体制づくり強化を図るためのマニュアルづくりに取り組みます。
15	エイズなどの性感染症、肝炎の啓発・ 血液検査の実施 (生活衛生課)	・エイズ等性感染症及びウイルス性肝炎に関する正しい知識や検査、相談、受診について情報提供し、感染の不安がある人に対して血液検査を実施します。
16	浜松こども館運営事業 (次世代育成課)	・児童を対象に、適切な遊びの場や機会を提供し、健全な育成を図ります。 ・子育て中の親子にコミュニケーションの場を提供します。
17	赤ちゃんとのふれあい体験事業 (子育て支援課)	・市内の小・中学校に出向き、赤ちゃんとのふれあい体験をとおして、親の愛情や命の尊さを伝える講座を開催します。
18	児童館運営事業 (子育て支援課)	・児童を対象に、適切な遊びを与え、健全な育成を図ります。 ・子育て中の親子にコミュニケーションの場を提供します。
19	子育て支援ひろば事業 (子育て支援課)	・妊婦やその家族、概ね3歳未満の乳幼児と保護者が気軽に集い、仲間づくりができる場所です。子育ての知識や経験を有する専任のスタッフが常駐し、遊びや子育て情報の提供、育児相談などに対応します。
20	幼稚園子育て支援事業 保育園親子ひろば事業 (幼児教育・保育課)	・幼稚園・保育所の施設や園庭を乳幼児親子に一般開放しています。幼稚園教諭・保育士等が育児相談に応じます。

コラム

■産後ケアとは

浜松市内に居住がある、出産直後から産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが利用できる保健サービスで、利用には事前に申請が必要です。

市内の医療機関や助産院で心身のケアや育児のサポートが受けられます。

(利用できるケアの種類)

宿泊型：赤ちゃんと一緒に宿泊をしてケアを受けられます。

デイサービス(1日)型：日中に滞在してケアを受けられます。

デイサービス(短時間)型：1時間又は2時間のケアを受けられます。

訪問型：助産師などが自宅に訪問し、自宅でケアを受けられます。



いずれのケアも、お母さんの身体の手入れや産後の相談、授乳・沐浴指導、オムツの交換の仕方などの育児の技術などについての具体的な相談ができます。ケア毎に、自己負担額がかかります。

■プレコンセプションケアとは

プレ（Pre）は「～の前の」、コンセプション（Conception）は「妊娠・受胎」という意味で「妊娠前からのケア」を意味します。

つまり、プレコンセプションケアとは、10代の若い世代から取り組んでもらいたい食事や運動などのヘルスケアであり、現在のからだの状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向き合うことです。



■未来の自分を考える講座

プレコンセプションケアの普及・啓発のため、市内の高校や大学や事業所などから依頼を受けて、保健師・管理栄養士が会場に出向き、講座を実施しています。

自分のいいところや改善したい生活習慣など、今の自分の生活を振り返りながら、将来を見据えたプレコンセプションケアについてグループワークをおして楽しく学べます。

IV 令和4年度 産後ケア事業 実績報告

1. 目的

退院直後等、支援の必要な母子を対象として、産婦人科医療機関・助産所にて、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

2. 対象者

- ・浜松市内に居住する、産後1年未満の母親とその乳児であって、家族などから家事・育児等の十分な産後の援助が受けられない、もしくは体調不良や育児不安等がある方。
- ・なお、令和3年度より、里帰り等により浜松市に住民登録がないが、一時的に市内に居住している方も利用可能としている。
- ・令和4年度より、デイサービス型（短時間）及び訪問型を通算7回へ拡充した。

3. 利用実績について

(1) 利用者数

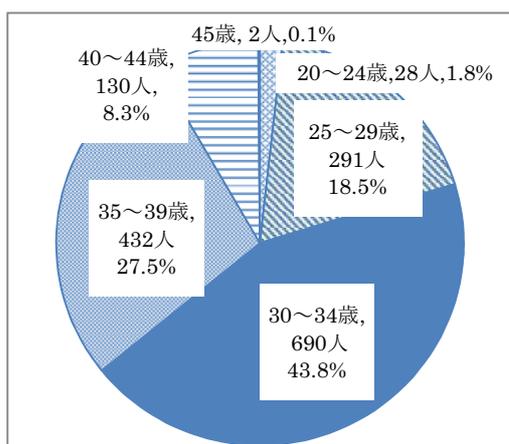
(単位：人)

	全体		【再掲】里帰り者等	
	実人数	延人数	実人数	延人数
宿泊型	284	1,080	25	35
デイサービス型（1日）	89	123	7	11
デイサービス型（短時間）	1,129	2,715	116	309
訪問型	333	723	24	71
産後ケア利用実人数	1,573		172	

※宿泊型とデイサービス型（1日）の延人数は、利用延日数。

利用実人数は1,573人で、令和3年度の1,101人より1.4倍の伸び率だった。また、里帰り者等の利用は、172人と全体の約1割であった。

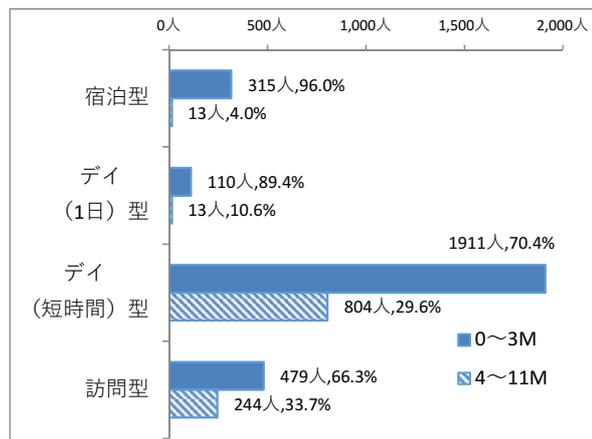
(2) 利用者の年代別割合



※利用実人数に対する割合。(n=1,573)

利用者の年齢は、30～34歳が約4割と最も多く、次いで35～39歳、25～29歳が多かった。

(3) 利用時の児の月齢



※複数のサービスを利用した場合は、利用毎の児の月齢をカウント。(n=3,889)

児の月齢が0～3か月で利用する方がすべてのサービスで多かった。また、4～11か月の利用は、デイ（短時間）型及び訪問型に多く見られた。

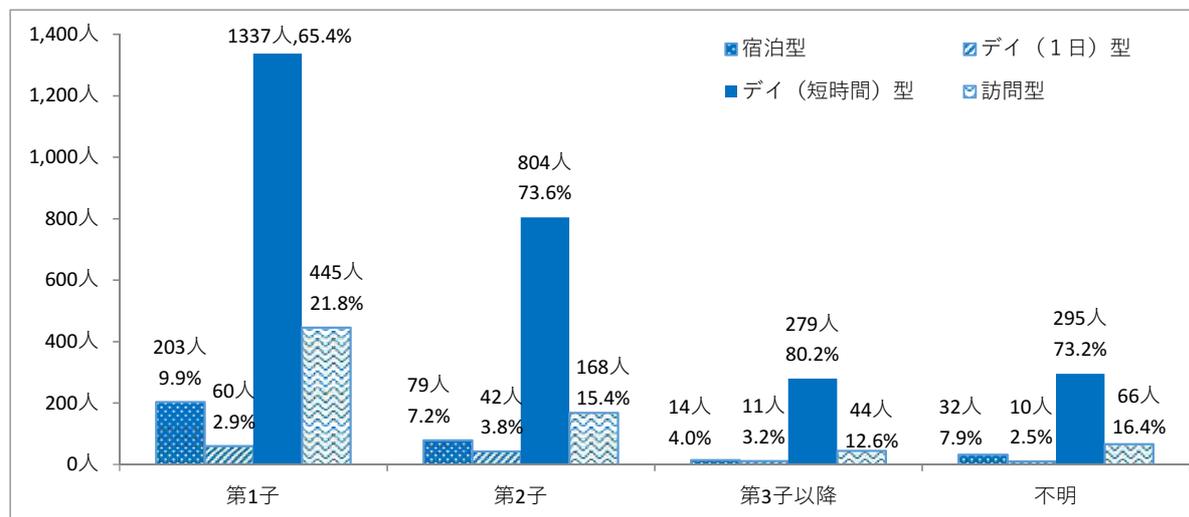
(4) 利用者の児の出生順位別数

	第1子	第2子	第3子以降	不明	総計
総計	814人	449人	144人	166人	1,573人
割合	51.7%	28.5%	9.2%	10.6%	100.0%

※利用実人数に対する割合。不明は里帰り者等で出生順位が確認できない方。

※こんにちは赤ちゃん訪問時に把握した出生順位を表記。

【利用サービス別延利用人数】

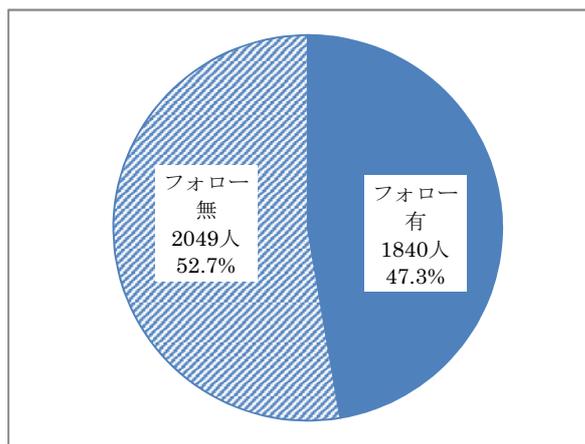


※複数のサービスを利用した場合は、利用毎にカウント。(n=3,889)

児が第1子の時の利用が、2,045人、52.6%と最も多かった。また、サービス別にみても、どのサービスも第1子の利用が多かった。

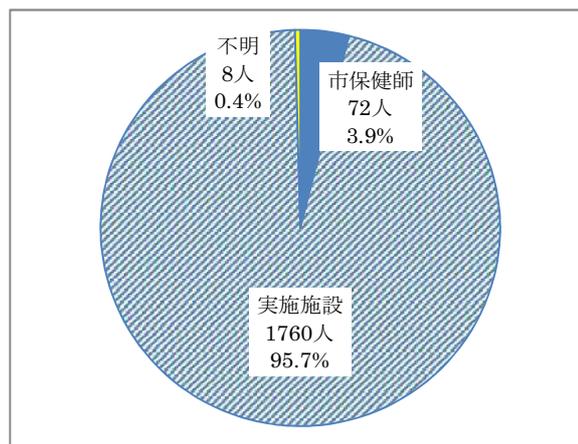
(5) 延べ利用回数における要フォロー者について

【フォローの有無】



※複数のサービスを利用した場合は、利用毎にカウント。(n=3,889)

【フォロー者の内訳】



※フォロー有の中の割合。(n=1,840)

サービス利用後に、何らかの支援が必要と判断された方は、1,840人、47.3%だった。

フォロー有となった1,840人の支援先として、保健師フォローが72人、3.9%であり、1,760人、95.7%は実施施設内でフォローを継続していた。

(6) 申請理由について（複数回答可）

	総計	割合
授乳について不安がある	716人	49.7%
育児方法について相談したい	402人	27.9%
自分の体調が優れない・休息	188人	13.0%
家族などから援助が受けられない	127人	8.8%
子どもの体重	3人	0.2%
子どもの入院延長	1人	0.1%
スキンケア・食生活の助言のため	1人	0.1%
上の子のケア	2人	0.1%
夫の育児手技指導	1人	0.1%
総計	1,441人	100.0%

産後ケア事業を利用する目的として、「授乳についての不安」を理由に申請した方が716人、49.7%と最も多かった。

3. まとめ

- ・令和4年度より、デイサービス型（短時間）及び訪問型を通算7回へ拡充したことにより、サービス利用者が令和3年度より1.4倍となった。申請者の約5割が「授乳についての不安がある」ことから、デイサービス型（短時間）及び訪問型に対するニーズは高いと推測される。
- ・令和5年度は、申請の利便性向上のため、Zoomによる面談を用いたオンライン申請の実施をしている。
- ・今後も利用者のニーズを把握しながら、安心して育児ができるよう、支援体制の整備を図っていきたい。

V プレコンセプションケアの取組

1 目的

若い男女を対象に、生殖や性、不妊の予防、食生活や健康等についての正しい知識の提供を将来のライフプランをイメージすることで、日々の生活や健康と向き合い、将来の健やかな妊娠・出産につなげ、出生数の増加と併せて次世代を担う子どもの健康の可能性を広げる。

2 市の方針

浜松市では、令和5年9月浜松市戦略計画2024基本方針において、元気なまち・浜松の実現に向け「健康・福祉」の分野の中、及び浜松市少子化対策連絡会において「プレコンセプションケアの推進」を掲げている。

3 現状

- ・令和3、4年度に出産した女性の妊婦質問票（母子健康手帳交付時実施）の回答分析より、20歳代女性の「やせ」の者（BMI<18.5kg/m²）の割合は、令和3年度22.2%、令和4年度19.6%で、健康日本21（第二次）の目標値20%となっている。
- ・本市の低出生体重児の割合はここ数年9.9%前後で推移しており、BMIが「やせ」の女性は、低出生体重児の割合が、「標準」「肥満」と比較して有意に多く、高齢になるほどその割合が高かった。
- ・HPVワクチン接種における接種率は、小学6年生～高校1年生女子を対象とした定期接種で11.3%、H9年度～H18年度生まれを対象としたキャッチアップ接種で29.2%と低い。

※平成30年4月～令和5年11月累積実績

4 課題

中・高・大学生や20代の若い世代の男女が、健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産、次世代を担う子どもの健康につながるよう、食生活や適正体重の維持、ワクチン接種の大切さなどを含むプレコンセプションケアについて、庁内外の関係機関と連携しながら周知啓発の機会を増やし、重点的に取り組んで行く必要がある。

5 実施内容 *実績はすべて令和5年12月末現在

事業名	内容	対象	実績
未来の自分を考える講座	依頼の出前講座 ・プレコンとは ・性や妊娠・出産に関する知識 ・健康的なからだづくり ・将来のライフプラン	中高生、専門・大学生・企業の若い男女	7回 579人 (中学1、高校1、専門2、大学2、社会人1)
妊産婦の対策	・妊婦のBMIと体重増加量の目安や食生活等の情報提供 ・管理栄養士からの食生活支援	母子健康手帳を交付する妊婦	59件
今の食生活が「未来の自分」をつくります	・リーフレットを活用した適正体重の維持 ・望ましい食習慣の定着に向けた健康教育等	中学校、高等学校の生徒及び保育園、幼稚園児の保護者	公立保育園 19園 283人 私立幼稚園 1園 47人 中・高等学校 6校 207人
食育研修会	プレコンセプションケアについての普及啓発	浜松市内保育園、幼稚園、小学校等の食育に携わる職員	令和5年12月13日(水) 参加者102人 【講師】 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 荒田 尚子氏

6 参加者の意見や感想（抜粋）

<全ての年代>

- ・「プレコンセプションケア」という言葉や意味、今の行動や生活が将来の自分の健康や未来の子どもの健康にも繋がる事を知ることができた。

<中学生や高校生>

- ・月経などの仕組みや月経痛などの自分のからだについて、しっかり考えたりすることがない。
- ・女子の多くは簡易的なものも含めたダイエット経験があるが、適正体重の大切さや栄養不足（低栄養）が及ぼす骨粗鬆症や低出生体重児などのリスクが高まる事については「初めて耳にした。しっかり食べようと思った」。

<大学生や社会人>

- ・男女ともに、就職が最終目標で将来設計は考えたことがなかったが、現在の生活を見直すとともに将来の自分の健康や生活について考えるきっかけになった。
- ・結婚や子育ての有無に関わらず、自分のからだについて知ることは将来の自分や健康を守ることに繋がっていることが理解でき、朝食をとることやワクチン接種など自分の出来ることから取り組みたい。

<乳幼児の保護者>

- ・子どもが中心の生活で、自分の身体の事は二の次になっていたが、将来の家族や自分の健康のために日頃からの食生活の見直しの重要性を感じた。
- ・心豊かに自分らしく生きていく為には、からだと心の健康が大切であり、特に日々の食事を担っている立場から自分や家族の将来を見据え、食生活に気を付けることの大切さを考える機会となった。

<食育研修会参加者>

- ・「プレコンセプションケア」という言葉を今回初めて聞き、自分の行動や妊娠前からのヘルスケアが、将来の健康や子どもの健康に影響している等がわかった。
- ・乳幼児の保護者や児童に関わる機会の多い自分たちが、若い世代の人へ正しい知識を伝え、プレコンセプションケアの大切さを広く伝えていきたい。

7 今後の取り組み

プレコンセプションケアの周知啓発の強化

既存の講座に加え、SNS等を利用した周知を拡充していく。講座内容については、各ライフステージに合わせた内容にするなど留意し実施する。

- ① ウェルネス推進事業本部と連携し、企業等に務める働く男性・女性に対しイベントやプレコン講座の開催等、メールマガジンやInstagram等SNSを利用した情報発信を行う。
- ② 依頼のあった公立及び私立幼稚園、私立保育園の乳幼児の保護者に対し、「未来の自分と次世代につなげる食生活講座」を実施し、自身の生活の振り返り、未来の自分と次世代を担う子どもの健康を支援する。
- ③ 常葉大学「健康プロデュース展開論」の講義を選択した者に対して「未来の自分を考える講座」を毎年継続的に実施する。

議題VI こども家庭センターについて

こども家庭部子育て支援課
健康福祉部健康増進課

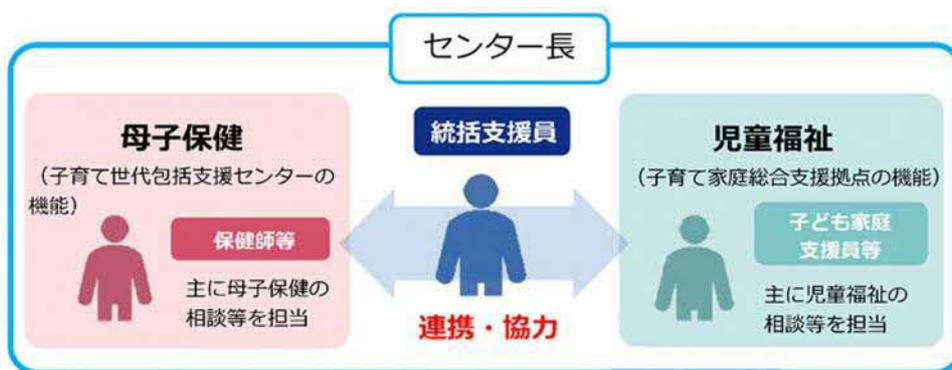
1 こども家庭センターについて

令和4年の児童福祉法改正により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。（法施行予定 R6. 4. 1）

浜松市では、子育てのワンストップ窓口「こども家庭センター」を
令和6年4月1日に市内7か所に設置します

旧区名	新区名	こども家庭センター名	建物名
中区	中央区	中央こども家庭センター	中央区役所
東区		東こども家庭センター	東行政センター
西区		西こども家庭センター	西行政センター
南区		南こども家庭センター	南行政センター
浜北区	浜名区	浜名こども家庭センター	浜名区役所
北区		北こども家庭センター	北行政センター (細江健康センター)
天竜区	天竜区	天竜こども家庭センター	天竜区役所 (天竜保健福祉センター)

【こども家庭センター内の連携イメージ図】



センター内の機関連携をスムーズに行い、よりよい支援につなげるため、各センターに統括支援員を1名ずつ配置します。統括支援員は、母子保健業務及び児童福祉業務双方について、組織全体のマネジメントを行います。

2 こども家庭センターの機能について

こども家庭センターには、以下のような機能があります。

「地域資源の開拓」が新たに追加されています。

新しい地域資源がございましたら、ぜひこども家庭センターに御連絡ください。

こども家庭センター機能

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供・必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導・健康診査等 ● 関係機関との総合調整



NEW! 地域資源の開拓

様々な資源による支援メニューにつなぐ

保育所・幼稚園等

教育委員会・学校

放課後児童会

放課後児童デイサービス

教育総合支援センター

ルピロ

青少年育成センター

障害者相談支援事業所

子どもの居場所

子ども食堂

児童館

医療機関

療育機関

児童家庭支援センター

産前・産後ケア

はますくヘルパー

子育て支援ひろば

発達支援広場

養育支援訪問事業

ファミリーサポートセンター

ショートステイ

「こども家庭センター」機能に含まれるサポートプランとは…

改正後の児童福祉法第10条第4号において、プランの策定と支援が定められました。対象者の抱える課題を自らが認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促すことや、関係機関と支援内容等を共有し、効果的な支援を実施することが見込まれることから、原則、全員に対してサポートプランの作成が必要とされています。

- ◆母子並び乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（改正母子保健法第9条の2第2項）⇒①セルフプラン【**継続**】
- ◆児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者（改正児童福祉法第10条第1項第4号）⇒②サポートプラン【**新規**】

①セルフプランはすでに「子育て世代包括支援センター」機能で日常的に作成済です。
（浜松市では、はますくノートに掲載の「はますくプラン」を指します）

●はますくプラン

時期	後期				
月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月
週数	20~23週	24~27週	28~31週	32~35週	36~40週
妊婦健診	2週間に1回			1週間に1回	
健診・医療	<p>妊婦歯科健康診査 (受診目安:妊娠16~31週) 委託歯科医療機関で受けましょう。</p> <p>【要申込】 はじめてのパパママレッスン 初めて出産を迎える妊婦さんとその夫が対象です。</p> <p>こんにちはマタニティ訪問 妊娠8ヶ月頃に助産師・保健師が事前連絡の上で家庭訪問します。</p> <p>【会場によって要申込】 子育て支援ひろば (妊婦支援) お産、おっぱい、赤ちゃん用品の話など、助産師や先輩ママとおしゃべりしながら、妊娠・出産・子育てのわからないことや不安なことを聞くことができます。</p>				
教室・交流	<p>□育児グッズを準備する</p> <p>□産後の家事・育児の分担を家族で話し合う</p> <p>□近所の小児科や地域の交流の場 (子育て支援ひろばなど) の情報を集め、足を運んでみる</p> <p>□里帰り出産の場合は分娩機関を決める</p> <p>□産前の面談を受ける</p> <p>□産前・産後のサービス (産後ケアなど) の利用を検討する</p> <p>□出産時の上の子の預かり体制を考える (一時保育、ファミリーサポートなど)</p> <p>□入院セットを準備する</p> <p>□出産時の連絡先リストを作る (分娩機関・タクシーなど)</p> <p>□産後の生活をイメージし、自宅の環境を整える</p>				
自分や家族ですること	<p>□母親学級・両親学級</p> <p>□子育て支援ひろば (妊婦さん)</p> <p>はますくヘルパーについて</p>				
お仕事関係の手続き・準備	<p>□産前休暇について勤務先と相談し、取得する。(出産後の働き方の相談ができる)</p> <p>□育児休暇について家族で話し合う</p> <p>□仕事の引き継ぎの準備をする。</p> <p>産後パパママ</p> <p>妊娠、出産、育児休業等に関してハラスメントを受けたなどのお困りことはありませんか？ 相談は静岡労働局雇用環境・均等室 TEL 054-252-5311</p>				

説明したら説明済に職員が☑

実施したら本人または職員が☑

関係機関でも☑を確認しながら支援を継続してもらう

セルフプランであることから本人にも今まで通り促す

★サポートプランについて（イメージ図案）

はますくノートの白紙部分に貼付していきます。（表現については検討中です）

お子さんのすこやかな育ちを、ご家族と一緒に私たちもサポートをしていきたいと思ひます。
この「サポートプラン」などを使いながら、お子さんやご家族と一緒に考えていきます。

担当： _____ とも家庭センター _____

	とも	保護者
気になること		
希望すること		

【サポートメニュー】

- 育児・発達相談 ()
- 子育て支援サービス ()
- 子育てに関する手当等 ()
- その他 ()



切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します

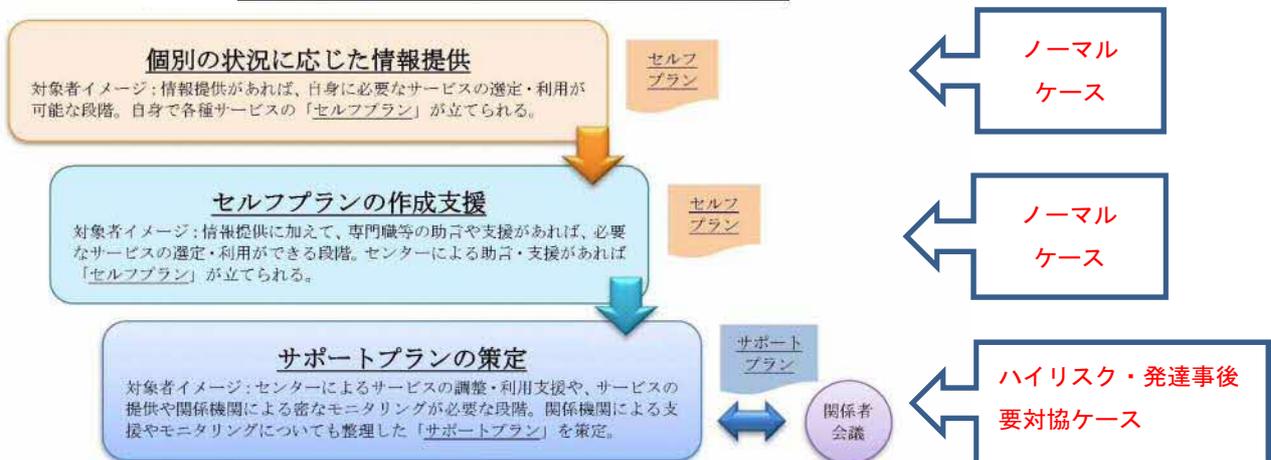
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 保護者氏名 _____

【関係機関のみなさまにお願いしたいこと】

- ・ 貴機関へ対象者が来所した際には、ぜひ「はますくノート」を御確認ください。
特に、ノートの最後に上記のサポートプランが貼付されている対象者につきましては、
状況・内容を御理解いただいた上で、支援について御協力いただきたいと思ひます。
- ・ 対象者の状況・支援内容等について気になることがございましたら、担当のとも家庭センター
まで御連絡ください。

<参考> セルフプランとサポートプランの対象者については以下のとおりです。

段階的な支援とセルフプラン・サポートプランの関係



VII 産科・精神科・行政等の連携

1 目的

産科医療機関・精神科医療機関・行政等の連携を強化し、メンタルヘルス不調の妊産婦等に対し、他機関・多職種による切れ目のない支援を行う。

2 背景

- ・「産後うつ」の予防や新生児への虐待予防等を図るため実施している産婦健康診査では、健診の結果、支援が必要と認められる産婦について、適切な支援につながるよう関係機関との連携を図ることが求められている。必要に応じて、精神科医療機関へつなぐ場合もあるが、本人の受診意欲が低い、タイムリーに受診予約がとれない等、課題が生じている。
- ・国の自殺総合対策大綱の中で「妊産婦支援施策等との連携」に関することが明記され、妊産婦のメンタルヘルスの課題に包括的に対応するため、各機関が連携し、支援にあたることを示されている。
- ・浜松市においても産科・精神科・行政等の連携体制の構築に向けて、各機関の実態調査を行い、課題の共有を行った。

3 共通する課題

- ・連携のための顔が見える関係づくり
- ・周産期メンタルヘルスに関する各機関・職種の役割についての相互理解
- ・妊産婦のメンタルヘルスを評価するために必要な情報収集や精神的な状態に関するアセスメント
- ・周産期メンタルヘルスに適切に関わる（予防と介入）人材の育成
- ・妊産婦に関わるスタッフのメンタルヘルスケア

4 令和4年度の取り組み

<研修等の開催>

- ・令和4年7月 奇松会にて浜松市精神保健福祉センター所長 二宮貴至先生講演「浜松市の自殺対策医療連携 ～産婦人科と精神科のより良い連携を目指して～」
- ・令和4年8月 自殺未遂者支援研修会
- ・令和4年9月 国立成育医療研究センター立花先生基調講演（オンライン）「妊産婦のメンタルヘルスケアについて」
- ・令和5年2月 自殺未遂者支援研修会
- ・自殺未遂者支援体制検討会の開催（全3回）
- ・令和5年3月 自殺未遂者支援事業の医療連携検討会議

<調査>

- ・当事者へのアンケート実施（令和4年4月～令和5年1月に出産者へ妊娠中の支援に関する調査）

5 令和5年度の取り組みと今後の方向性

- ・令和5年7月、10月、令和6年1月 自殺ハイリスク者支援体制検討会の実施
- ・令和5年7月、9月 奇松会にて「こころの連携指導料」について情報提供
- ・令和6年3月 自殺未遂者支援事業の医療連携検討会議予定
- ・こども家庭センターの開設にあたり、ホームページや公式LINE等も含めた丁寧な周知を行い、妊産婦やこどもの事に関する「ワンストップで重層的相談支援ができる窓口」であることの周知啓発を徹底していく。また、こども家庭センターごとに、地域資源の掘り起こしを検討する。
- ・母子包括支援ネットワーク会議や自殺ハイリスク者支援体制検討会、随時のケース連絡等を通してより一層、医療機関や地域の支援機関等の関係機関と顔の見える関係づくりを推進し、連携を強化する。

VIII HPVワクチン接種について

1 HPVワクチン接種状況

(1) 定期接種対象者（小学校6年生～高校1年生）

※平成30年4月～令和5年11月累積実績

単位：人

対象者		対象者数 ①	1回目	2回目	3回目 ②	接種率 ②/①
H23年度生まれ	小6	3,534	166	30	3	0.1%
H22年度生まれ	中1	3,551	478	190	114	3.2%
H21年度生まれ	中2	3,494	853	504	410	11.7%
H20年度生まれ	中3	3,667	1,129	733	568	15.5%
H19年度生まれ	高1	3,702	1,585	1,445	937	25.3%
合計		17,948	4,211	2,902	2,032	11.3%

(2) キャッチアップ接種対象者（平成9～18年度生まれ）

※平成23年2月～令和5年11月累積実績

単位：人

対象者		対象者数 ①	1回目	2回目	3回目 ②	接種率 ②/①
H18年度生まれ	高2	3,760	1,590	1,509	1,306	34.7%
H17年度生まれ	高3	3,568	1,451	1,388	1,227	34.4%
H16年度生まれ	大1	3,434	986	879	704	20.5%
H15年度生まれ	大2	3,546	765	656	442	12.5%
H14年度生まれ	大3	3,613	724	606	385	10.7%
H13年度生まれ	大4	3,591	665	555	364	10.1%
H12年度生まれ		3,682	922	614	432	11.7%
H11年度生まれ		3,685	2,206	2,141	1,951	52.9%
H10年度生まれ		3,701	2,090	2,043	1,949	52.7%
H9年度生まれ		3,612	1,966	1,916	1,816	50.3%
合計		36,192	13,365	12,307	10,576	29.2%

- ・平成9～11年度生まれ：平成22～24年度の緊急促進事業における接種者
- ・平成12～16年度生まれ：積極的勧奨差し控えにより制度周知の未実施者
- ・平成17・18年度生まれ：国のリーフレットを活用し個別通知による制度周知実施者

2 接種実績年度比較（令和4・5年度）

（1）定期接種対象者

単位：人

年齢	令和5年度① (4～11月接種者)				令和4年度② (4～11月接種者)				増減 ①－②			
	1回目	2回目	3回目	計	1回目	2回目	3回目	計	1回目	2回目	3回目	計
11歳	90	14	0	104	66	30	1	97	24	△ 16	△ 1	7
12歳	307	68	57	432	203	152	53	408	104	△ 84	4	24
13歳	368	84	110	562	188	199	120	507	180	△ 115	△ 10	55
14歳	509	91	108	708	291	252	170	713	218	△ 161	△ 62	△ 5
15歳	590	432	190	1,212	472	523	295	1,290	118	△ 91	△ 105	△ 78
16歳	183	255	92	530	163	212	151	526	20	43	△ 59	4
合計	2,047	944	557	3,548	1,383	1,368	790	3,541	664	△ 424	△ 233	7

※ 15歳未満で9価ワクチンでの接種を開始した者は、少なくとも5カ月以上の間隔を空
け、2回の接種で完了することが可能であるため、15歳未満の年代において2・3回目
の接種者数が減少している。

（2）キャッチアップ接種対象者

単位：人

年齢	令和5年度① (4～11月接種者)				令和4年度② (4～11月接種者)				増減 ①－②			
	1回目	2回目	3回目	計	1回目	2回目	3回目	計	1回目	2回目	3回目	計
16歳	123	112	148	383	94	64	70	228	29	48	78	155
17歳	176	160	133	469	214	135	37	386	△ 38	25	96	83
18歳	183	153	135	471	290	189	19	498	△ 107	△ 36	116	△ 27
19歳	289	240	183	712	312	224	18	554	△ 23	16	165	158
20歳	296	250	188	734	255	155	16	426	41	95	172	308
21歳	273	250	204	727	233	165	7	405	40	85	197	322
22歳	214	185	142	541	126	106	13	245	88	79	129	296
23歳	105	104	77	286	64	47	10	121	41	57	67	165
24歳	63	60	49	172	60	40	5	105	3	20	44	67
25歳	63	51	41	155	26	18	1	45	37	33	40	110
26歳	18	10	3	31	-	-	-	0	18	10	3	31
合計	1,803	1,575	1,303	4,681	1,674	1,143	196	3,013	129	432	1,107	1,668

3 接種勧奨について

(1) (新) 新入生への周知・啓発

- ・市内大学の新生に対しチラシ配布による周知・啓発を実施。

	学校名
1	静岡大学
2	浜松医科大学
3	静岡文化芸術大学
4	常葉大学
5	聖隷クリストファー大学
6	浜松学院大学
7	浜松学院大学短期大学部

(2) 各種イベントへの出展

- ・市内で開催されるイベント及び学園祭に出店し周知・啓発を実施。

	イベント	実施日	内容
1	浜名湖花フェスタ	5/13 (土)	・HPV ワクチン及び子宮頸がん検診の啓発に関するチラシ等を配布 ・学生と共同による周知・啓発活動の実施
2	いきいき健康フェスタ	6/4 (日)	
3	労福協まつり	10/15 (日)	
4	メディアメッセージ 2023	10/27 (土) 10/28 (日)	
5	(新) 聖灯祭 (聖隷クリストファー大学)	11/4 (土)	
6	(新) 碧風祭 (静岡文化芸術大学)	11/5 (日)	
7	(新) 共創祭 (浜松学院大学)	11/18 (土)	

(3) 接種勧奨通知

送付物	対象者	送付数	送付日
厚生労働省作成リーフレット	定期接種対象 (小学校6年生)	3,528人	7/21 (金)
(新) 圧着式ハガキZ折6面	定期接種対象者 (中学校1年生～高校1年生)	12,660人	
	キャッチアップ接種対象者 (平成9年度～平成18年度生まれ)	25,882人	

(4) その他の勧奨

- ・LINE を活用した女性特有のがん検診受診勧奨事業において、友達登録をした方へ HPV ワクチン勧奨のプッシュ通知の実施。
- ・(新) 中央区役所の受付カウンター用椅子を活用した接種勧奨を実施。

(5) 令和6年度HPVワクチン集団接種事業について

HPVワクチン接種の接種率が低調なこと、及びキャッチアップ接種が令和6年度をもって終了することから、接種率向上のため休日に受けることができる環境の整備を行う。

① 対象者

- ・本市に住民登録がある、予防接種法に基づく接種対象者

② 開催時期

- ・令和6年6～8月

③ 会場

- ・3会場（イオン志都呂ホール、アピタ浜北ホール、口腔保健医療センター）各1回

④ 接種人数

- ・各会場90名（計270名）

⑤ 周知方法

- ・対象者への個別通知、市内大学等へのポスター掲示、市内企業へのメルマガ配信等

Ⅷ 令和6年度 母子保健事業の取り組み

1. 母子健康手帳の改訂（母子相談事業）

（1）趣旨

昨今、家族形態が多様化していく中で、子と保護者の関係性も様々な形態となっている。そのような時代背景の中で、性の多様性や様々な家族形態などに配慮し、より多くの人が親しみを持つことができる「母子健康手帳」としていく。

（2）内容

- ・母子健康手帳の名称を「親子健康手帳(母子健康手帳)」に変更する。
- ・表紙デザインを変更する。

2. 妊婦健康診査 15・16 回目助成の県内統一実施について（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

妊婦健康診査は、国において14回分の健診を標準的なものとしており、本市においても公費助成として妊婦健康診査受診票を14回分交付してきたが、40週を超過した出産は、15回目以降の健診費用を全額自己負担による受診となり、妊婦の経済的負担が課題となっていた。

国の令和5年3月27日付事務連絡「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について（依頼）」では、「妊娠が予定日（40週）を超過したため14回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても、特段の配慮をお願いする。」と記されており、今年度11月から、浜松市独自で「15・16回目の妊婦健康診査費助成(償還払い)」を開始した。

（2）内容

令和6年4月から県内統一事業として、妊婦健康診査の基本健診1～14回の受診票に加え、14週を超過した（妊娠40週以降）場合の基本健診について、追加で2回まで受診票を交付する（里帰り出産の場合は、償還払いとする。）

3. 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業について（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

（2）内容

- ・医学上の理由等により周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦で、自宅から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する場合に対象となる。
- ・交通費は移動に要した費用の8割、宿泊費は宿泊に要する費用から2,000円/泊を控除した額が補助対象となる。

4. はじめてのパパママレッスンの業務委託に伴う事業拡充（妊娠期健康講座事業）

（1）趣旨

市内の産科医療機関での開催が少なく、令和5年度から対面講座の他にオンライン講座も開始し定員数の増加を図る等、対策を講じているが、対面講座において希望者が受講できない状況が継続しており、希望者が受講できる環境を整える必要がある。

少子化対策の観点からも妊婦とその夫やパートナーが共に妊娠・出産への理解を深め、子育てに取り組める機会を増やす必要がある。

（2）内容

講座運営を含め業務委託することにより、教室規模の拡大や開催場所の変更を行い、対面講座の年間定員数を731組から1,140組の1.6倍にし、事業の拡充を図る。

5. 産後ケア事業の拡充について（母子相談事業）

（1）趣旨

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）において、全ての世帯を対象とした利用負担の軽減措置及び提供体制の確保に向けた取り組みを行い、実施体制の強化等を行うこととされたことを受け、支援を希望する産後1歳未満のすべての母子を対象を拡大し、さらに公費負担額の増額を行い、より多くの利用を促進する。

（2）内容

- ・申請時の面談が不要となり、オンラインと窓口で申請を受付ける。
- ・公費負担額を増額する。
- ・生活保護世帯の自己負担額を無償とする。
- ・里帰り等市外で出産後に産後ケアを利用した際は、償還払いを行う。

6. 1か月児健康診査事業について（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

1か月児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関で1か月児健康診査及び精密健診を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。また、産後の母親の心身の状況、育児困難感等に対し、委託医療機関との連携を密に行うとともに、健診結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。

（2）内容

- ・委託医療機関で健診及び必要に応じて精密健康診査を実施し、その費用を助成する。
- ・里帰り等で市外にて出産した方については、償還払いを行う。

7. 不妊治療（先進医療）費用助成について（母子医療費等支援事業）

（1）趣旨

不妊に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施された「先進医療」にかかる費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

（2）内容

- ・生殖補助医療のうち先進医療として官報告示されている医療が対象。
- ・自己負担額の7割を補助する（上限5万円）。